新市まちづくり計画の変更案について

１　計画変更の背景

平成２４年６月の「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の一部改正により、合併特例事業債の起債可能期間が、被災市町村は１０年、被災市町村以外は５年延長されました。

このことから、合併特例事業債を有効に活用し、津市の市町村建設計画である新市まちづくり計画の施策をより着実に推進するためには、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）」に基づき、新市まちづくり計画の期間延長が必要となります。

２　計画変更の考え方

今回の法改正は、東日本大震災発生後の自治体の実情に鑑みて、新市まちづくり計画に基づいて行う事業等の経費に充てるための地方債を起こすことができる期間の特例を定めたことが趣旨です。

したがって、現行の計画期間を超えて整備完了が見込まれる事業への財源確保など、今後の本市の施策推進において、財源をより有効に活用できる環境を整えるため、同計画の計画期間の平成２８年度から平成３２年度までの５年間の延長とそれに伴う財政計画のみを変更しようとするものです。

３　計画変更案の概要

⑴　計画の期間

平成１８年度から平成２７年度までの１０年間を、平成３２年度までの１５年間に変更。

⑵　財政計画の計画期間

平成１８年度から平成２７年度までの１０年間を、平成３２年度までの１５年間に変更。

４　財政計画変更の考え方

平成１８年度から平成２５年度までの数値は、それぞれの年度の決算数値に置き換え、平成２６年度から平成３２年度までの数値は、現行の地方財政制度を基本として、次の主なポイントを踏まえ推計しました。（※ただし、現時点では平成２５年度最終予算時点で算定していますが、平成２５年度の決算後、数値を置き換えます。）

⑴　歳入算定の主なポイント

地方税に関して、市民税は、将来の人口見通しを踏まえ、その他の税は、現状での税制改正、行財政改革後期実施計画の数値等を勘案し算定しました。

地方交付税は、合併算定替特例による段階措置を平成２８年度から反映しました。国県支出金は、過去の実績等を踏まえ、今後の社会保障関係経費に係るものについて反映しました。

⑵　歳出算定の主なポイント

人件費は、２，５００人体制を維持するものとし算定しました。扶助費は過去の実績を踏まえ３％の増を、公債費は今後の地方債の発行予定額に応じた元利償還金を見込んで算定しました。普通建設事業費は、合併特例事業債活用事業を反映し、その他の普通建設事業については、一定水準を確保するものとして算定しました。

５　スケジュール

平成２６年８月　各地区地域審議会へ計画の変更案に係る諮問（４日）、市議会への協議（７日）

９月　地域審議会からの答申及び答申内容の市議会への報告

１０月　三重県知事への協議

１１月　三重県知事との協議結果の市議会への報告

１２月　平成２６年第４回定例会への議案提出

新市まちづくり計画　変更箇所対照一覧

項　目	ページ	変更後	ページ	変更前
Ⅰ　序論 ２　計画策定の方針	3	(4) 計画の期間 新市まちづくり計画の期間は、平成18年度から平成32年度までの15年間とします。	3	(4) 計画の期間 新市まちづくり計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とします。
Ⅶ 財政計画 １　計画期間	51	計画期間は、平成18年度から平成32年度までの15年間とします。	51	計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とします。
Ⅶ 財政計画 ２　作成方法	51	健全な財政運営を行うことを前提として、平成16年度の新市まちづくり計画作成時においては、歳入歳出それぞれ過去の実績や様々な合併効果を考慮し、普通会計ベースで作成を行いましたが、平成26年度の改定において、現行の地方財政制度を基本とし、社会情勢の変化やまちづくりの進捗状況を踏まえ、平成25年度決算を基準に普通会計ベースで推計したものです。 また、平成18年度から平成25年度までの数値はそれぞれの年度の決算数値です。 なお、主な前提条件は以下のとおりです。 (歳入) (1) 地方税 現行税制度を基本とし、市民税については将来の人口見通しを踏まえ算定しています。その他の税については、税制改正、過去の実績等を踏まえそれぞれの推移を見込み、収納率については、行財政改革後期実施計画の数値とし算定しています。 (2) 地方譲与税、各種交付金 過去の実績等を踏まえ、今後予定されている制度改正を反映し、その後は同水準又は減少で算定しています。 (3) 地方交付税 合併算定替特例による段階措置を平成28年度から反映し、合併特例事業債、臨時財政対策債の元利償還金における交付税措置を見込み、算定しています。 (4) 分担金及び負担金・使用料及び手数料 過去の実績等を踏まえ、分担金及び負担金については微増を見込み、使用料及び手数料については、同水準での推移として算定しています。 (5) 国庫支出金・県支出金 過去の実績等を踏まえ、今後の社会保障関係経費に係るものについて反映を行い算定しています。	51	健全な財政運営を行うことを前提として、歳入歳出それぞれ過去の実績や様々な合併効果を考慮し、普通会計ベースで作成したものです。 なお、主な前提条件は以下のとおりですが、現在の社会経済状況にあって、経済成長による歳入の伸びを見込むのは難しく、現状維持を基本に算定しています。 また、国の三位一体改革に関連した国庫補助負担金の縮減、地方交付税の縮小、地方への税源移譲など制度改正に伴う影響額を一部加味して算定しています。 (歳入) (1) 地方税 現行税制度を基本とし、市民税については将来の人口見通しを踏まえ算定しています。その他の税については、過去の実績等の同額推移を見込んで算定しています。 (2) 地方譲与税、各種交付金 過去の実績等を踏まえ、同額推移を見込んで算定しています。 (3) 地方交付税 普通交付税については、今後の縮小を見込んで一定率を減額し、合併による普通交付税の特例と合併特例債に係る交付税措置を見込んで算定しています。 なお、平成19 年度以降は、現在の臨時財政対策債相当額を加えて算定しています。特別交付税については、合併による特別交付税措置を見込んで算定しています。 (4) 分担金及び負担金・使用料及び手数料 過去の実績等を踏まえ、同額推移を見込んで算定しています。 (5) 国庫支出金・県支出金 過去の実績等を踏まえながら、合併による建設事業に伴う増加や今後の縮減予想を見込んで算定しています。また、国の合併補助金や県の合併支援交付金を見込んで算定しています。

項　目	ページ	変更後	ページ	変更前
Ⅶ 財政計画 2 作成方法	52	(6) 地方債 計画上の合併特例事業債活用事業を反映し、臨時財政対策債は同水準で推移するものと算定しています。 (7) 諸収入その他 過去の実績等を踏まえ、同水準で推移するものと算定しています。 (歳出) (1) 人件費 現在の2，500人体制が維持されるものとし、同水準で推移するものと算定しています。 (2) 扶助費 過去の実績等を踏まえ、3%の増と見込んで算定しています。 (3) 公債費 今後の地方債の発行予定額に応じ元利償還金を見込んで算定しています。 (4) 物件費 行財政改革を踏まえ、同水準で推移するものと見込んで算定しています。 (5) 維持補修費・補助費等 維持補修費については、新施設の建設による一時的な減を見込み、補助費等は行財政改革を踏まえ同水準で推移するものと見込んで算定しています。 (6) 積立金 利息等の積立として1億円を見込み、歳入歳出の差引額が見込まれる年度は積立金を見込んでいます。 (7) 繰出金 過去の実績等を踏まえ、1%～2%の増を見込んで算定しています。 (8) 普通建設事業費 合併特例事業債活用事業を反映し、その他の普通建設事業については、一定水準の確保で推移するものと見込んで算定しています。	52	(6) 地方債 新市まちづくり計画及び合併市町村振興基金に伴う合併特例債、通常地方債に加えて、現行の減税補てん債を見込んで算定しています。 なお、臨時財政対策債は平成18 年度まで見込んで算定しています。 (7) 諸収入その他 過去の実績等を踏まえ、同額推移を見込んで算定しています。 (歳出) (1) 人件費 合併後の退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減及び合併による特別職職員の減、議員定数の減を見込んで算定しています。 (2) 扶助費 過去の実績等のほか人口推計等をもとに算定しています。また、旧町村の生活保護費を見込んで算定しています。 (3) 公債費 合併前の市町村の地方債に係る償還見込額に、合併後の新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。 (4) 物件費 合併による一定の削減効果と、合併により必要な経費を見込んで算定しています。 (5) 維持補修費・補助費等 維持補修費については、過去の実績等を踏まえ、同額推移を見込んで算定しています。補助費等については、過去の実績等のほか、水道料金統一による水道事業会計への措置を見込んで算定しています。 (6) 積立金 合併後の地域振興を目的とする合併市町村振興基金を積立てるとともに、ごみ最終処分場建設等の大型事業推進のための基金積立を見込んで算定しています。 (7) 繰出金 国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計並びに簡易水道事業特別会計については、過去の実績等を踏まえ、人口推計、今後見込まれる事業量を加味して算定しています。 (8) 普通建設事業費 新市で行う普通建設事業を見込んで算定しています。
Ⅶ 財政計画 3 歳入・歳出推計	53	別紙【変更後】のとおり	53	別紙【変更前】のとおり

3　歳入・歳出推計

（歳入）

（単位：百万円）

区　　分	決　算　数　値							年　度　別　推　計							
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地方税	38,394	41,917	42,544	40,741	40,293	41,328	40,670	39,495	39,635	38,946	38,444	38,307	37,608	37,613	37,633
地方譲与税	3,413	1,430	1,393	1,219	1,181	1,159	1,084	940	840	827	814	801	787	775	761
各種交付金	5,993	5,058	4,821	4,603	4,469	4,321	4,002	3,644	3,861	4,451	5,399	5,957	5,893	5,831	5,768
地方交付税	15,626	14,583	15,604	17,266	19,293	19,996	19,936	19,272	18,100	21,037	21,852	22,357	21,934	21,472	20,834
分担金及び負担金	1,229	1,303	1,290	1,323	1,316	1,339	1,386	1,953	1,914	2,020	2,030	2,040	2,051	2,061	2,071
使用料及び手数料	3,178	3,140	2,808	2,817	2,793	2,780	2,754	2,121	2,079	2,145	2,145	2,145	2,145	2,145	2,145
国庫支出金	7,746	7,251	7,632	16,122	12,543	12,563	11,450	13,894	14,079	13,259	13,731	14,416	14,731	15,263	15,815
県支出金	4,354	4,800	4,889	4,966	5,929	6,042	6,227	6,032	5,968	6,218	6,360	6,507	6,661	6,820	6,986
地方債	5,994	4,251	8,817	6,147	10,552	8,054	8,439	12,551	14,629	16,770	12,356	10,782	10,473	7,634	6,992
その他収入	11,836	11,101	7,312	9,134	4,351	7,330	6,245	7,816	10,241	2,987	2,408	1,114	1,577	2,586	3,527
歳入合計	97,763	94,834	97,110	104,338	102,720	104,912	102,193	107,718	111,346	108,660	105,539	104,426	103,860	102,200	102,532

各種交付金・・・・・・・利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、固有提供施設等所在市町村助成交付金、
地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

その他の収入・・・・・・財産収入、諸収入、繰入金・繰越金（決算数値）

（歳出）

（単位：百万円）

区　　分	決　算　数　値							年　度　別　推　計							
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	21,992	22,565	21,443	20,909	20,434	20,610	19,977	19,688	19,757	20,355	20,355	20,355	20,355	20,355	20,355
扶助費	12,242	13,029	13,392	14,279	18,449	19,334	19,970	21,075	21,020	22,409	23,081	23,773	24,486	25,221	25,977
公債費	13,113	13,157	13,189	12,712	12,548	12,289	11,461	11,360	10,747	9,841	10,149	10,963	12,086	12,501	12,648
物件費	14,034	14,496	13,907	15,373	15,749	16,697	17,013	17,765	18,197	16,876	16,876	16,877	16,876	16,876	16,876
維持補修費	961	845	813	955	1,233	1,216	1,006	986	981	1,027	1,022	1,019	1,017	1,016	1,015
補助費等	3,679	3,829	4,624	8,912	3,817	3,734	3,725	4,061	5,173	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781
積立金	3,629	4,059	5,533	4,131	823	1,948	1,694	1,921	68	76	78	3,130	4	3	1
投資及び出資金、貸付金	532	498	516	494	210	258	92	411	135	123	123	123	123	123	123
繰出金	12,223	11,831	12,213	12,210	13,465	12,892	13,300	14,415	14,823	13,955	14,094	14,235	14,378	14,522	14,667
普通建設事業費	8,919	7,711	9,268	12,442	11,331	12,051	11,895	16,036	20,445	20,217	15,980	10,170	10,754	7,802	7,089
歳出合計	91,324	92,020	94,898	102,417	98,059	101,029	100,133	107,718	111,346	108,660	105,539	104,426	103,860	102,200	102,532

別紙【変更後】

3　歳入・歳出推計

（歳入）

（単位：百万円）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地方税	38,418	38,351	38,295	38,233	38,216	38,718	38,602	38,457	38,321	38,217
地方譲与税	1,722	1,723	1,723	1,724	1,724	1,723	1,723	1,722	1,722	1,721
各種交付金	5,643	5,637	5,632	5,626	5,624	5,626	5,615	5,601	5,589	5,580
地方交付税	16,447	20,350	19,972	19,489	19,837	19,163	19,108	19,071	19,051	19,048
分担金及び負担金	1,541	1,541	1,541	1,541	1,541	1,541	1,541	1,541	1,541	1,541
使用料及び手数料	3,260	3,260	3,260	3,260	3,260	3,260	3,260	3,260	3,260	3,260
国庫支出金	8,661	8,661	7,971	7,971	7,971	7,971	7,971	7,971	7,971	7,971
県支出金	4,670	4,540	4,540	4,540	4,540	4,540	4,540	4,540	4,540	4,410
地方債	20,078	12,024	12,022	12,020	12,019	12,020	12,016	12,011	12,007	12,004
その他収入	3,545	3,545	3,545	3,545	3,545	3,545	3,545	3,545	3,545	3,545
歳入合計	103,985	99,632	98,501	97,949	98,277	98,107	97,921	97,719	97,547	97,297

各種交付金・・・・・・・利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、固有提供施設等所在市町村助成交付金、
地方特例交付金、交通安全対策特別交付金
その他の収入・・・・・・財産収入、諸収入

（歳出）

（単位：百万円）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	21,577	22,720	23,491	22,269	21,614	20,804	20,543	19,605	20,004	18,979
扶助費	9,801	9,813	9,814	9,801	9,778	9,751	9,741	9,732	9,715	9,700
公債費	12,656	12,590	12,567	12,444	13,252	13,476	13,322	13,262	13,781	13,361
物件費	14,058	13,793	13,533	12,843	12,724	12,605	12,478	12,365	12,244	12,244
維持補修費	1,202	1,202	1,202	1,202	1,202	1,202	1,202	1,202	1,202	1,202
補助費等	4,237	4,237	4,237	4,237	4,237	4,037	4,037	4,037	4,037	4,037
積立金	5,100	0	0	0	0	400	500	1,300	200	1,200
投資及び出資金、貸付金	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288	1,288
繰出金	11,031	11,123	11,202	11,448	11,481	11,477	11,746	11,869	11,978	12,213
普通建設事業費	23,035	22,866	21,167	22,417	22,701	23,067	23,064	23,059	23,098	23,073
歳出合計	103,985	99,632	98,501	97,949	98,277	98,107	97,921	97,719	97,547	97,297

別紙【変更前】

（新市建設計画）

新市まちづくり計画（変更案）

津地区合併協議会

新市まちづくり計画目次

Ⅰ　序論
　1　合併の必要性　・・・

Ⅰ　序論

1　合併の必要性

津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の１０市町村は、次に示す必要性を踏まえ、合併により一体的なまちづくりを進めようとするものです。

（１）　変化する社会情勢への対応

①　少子高齢社会の進行・人口減少社会の到来

わが国では、長寿化による高齢者人口の増加に加え、出生率の低下による年少人口の減少により、少子高齢社会が進行し、これまでに経験したことのない人口減少社会を迎えようとしています。

今後は、高齢者に必要な福祉、医療などのニーズが増大する反面、それを支える生産年齢人口の減少が税収減をもたらすなど、小規模な市町村単位では行政サービスの維持が困難になることが考えられることから、１０市町村が支え合い、一体となってこの状況に対応していく必要があります。

②　住民の日常生活の変化

新市を構成する１０市町村では、概ね昭和３０年前後のいわゆる昭和の大合併といわれる時期に市町村合併を行い、その区域は今日までほとんど変わっていません。しかし、昭和の大合併から約半世紀を経て、交通手段や情報通信網の発達などにより、通勤、通学、買い物、通院など住民の日常生活は現在の市町村の枠を超えてますます広がっています。

この広域化・多様化した住民ニーズに対応した行政サービスを提供していくためには、地理的にも歴史的、文化的にも密接な関係にある１０市町村での行政区域のまとまりが必要です。

（２）　地方の確かな自立の実現

①　地方分権の到来

住民に一番身近な地方公共団体である市町村は、住民の意思を反映しながら、自立し、自らの責任と判断で、地域の特性を生かした行政の施策・サービスの内容を決定し実施していかなければなりません。

地方分権の進展により、国や県からの様々な権限の移譲が行われ、市町村は自立と一層の主体性が求められ、その役割はますます重要となります。

このため、１０市町村が一体となることにより、住民の期待にこたえられるサービス提供体制を確保し、人材や財源の面での自治能力を強化する必要があります。

②　厳しい財政状況

国と地方の借金の合計は、平成１４年度末で６９８兆円程度であり、大変厳しい財政状況にあります。

今後も、高い経済成長は期待できず、少子化に伴う生産年齢人口の減少などによる地方税収の伸び悩みや地方交付税制度及び補助金制度の見直しとともに、地方分権の進展に伴う基礎的自治体である市町村の役割の増大により、市町村としては、今以上に厳しい財政運営を迫られると考えられます。

このため、１０市町村は、一体となって、より効率的な行財政運営、行財政能力の強化を図り、この局面に対処する必要があります。

（３）　魅力ある県都としての成長

１０市町村の圏域には、三重県の県都として産業、行政、文化など多様な都市機能が集積し、これまでも県下の中枢圏域としての役割を果たしてきています。

一方、この圏域は豊かな自然環境に恵まれており、２１世紀が「環境との共生の時代」と言われている中、この自然環境を守りつつ、快適な生活環境を実現することが、これからのまちづくりに求められる大きな課題となってきています。

前項で述べたような変革の時代にあって、県都としての機能を担うこの圏域、さらには三重県が大きく発展していくためには、より一層高度な都市機能の集積を図ると同時に、豊かな自然環境とすべての世代に住みやすい生活環境が調和した、これからの時代に求められる魅力あふれる都市を創造し、持続的な成長を確保することが不可欠であるといえます。

すでに一体感のある１０市町村が、ひとつの自治体を形成することにより、お互いの優れた資質を十分発揮することができるとともに、その相乗効果が期待でき、真に安全・安心で快適なまちづくりはもとより、将来の社会変革に適応できる柔軟性を持ち合わせたまちづくりを進めることが可能になると考えます。

2　計画策定の方針

（１）　計画策定の趣旨

津地区合併協議会が策定する市町村建設計画（以下「新市まちづくり計画」といいます。）は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併協議会にて作成されることが定められており、新市のまちづくりにあたっての基本方向を示すことにより、合併に際して、新市の将来ビジョンを提供するものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画等に委ねるものとします。

（２）　計画の策定方針

新市まちづくり計画は、新市の一体性の速やかな確立、地域特性を生かした均衡ある発展及び住民福祉の向上を図ることを目指し、合併市町村の総合計画、マスタープ

ランなどを新市のまちづくりの観点から整理・検討し、また、「まちづくり基本構想」の基本的な考え方も勘案し、次の点に留意して策定します。

①　計画の実施を通じて、地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担うべきものであり、単にハード面の整備のみでなく、ソフト面にも配慮したものとします。

②　新市のまちづくりに資する事業は、効果的かつ合理的であり、健全な財政運営に裏づけられた着実なものとします。

③　新市のまちづくりを効率的に進めていくため、組織及び運営の合理化を図るものとします。

（３）　計画の構成

新市まちづくり計画は、新市まちづくりの基本方針、新市の施策、公共的施設の統合整備と適正配置、財政計画などで構成します。

（４）　計画の期間

新市まちづくり計画の期間は、平成１８年度から平成３２年度までの１５年間とします。

Ⅱ　新市の概況と特性

１　概況

（１）　位置・面積・地勢

新市は、北に鈴鹿市、亀山市などと、西は名張市、奈良県御杖村・曽爾村などと、南は嬉野町などと接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断して位置しており、面積は約７１０ｋ㎡で、三重県の市町村で最も面積が広くなり、総面積の５，７７６ｋ㎡の約１２％を占めることになります。

本圏域の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の３地帯に分けることができます。

西境沿いの山間地帯は、標高７００～１，０００ｍの山々が連なる布引山地と一志山地からなります。

布引・一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高３０～５０ｍの丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引・一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、圏域内西端近くに流れる名張川が木津川、淀川を経由して大阪湾に注いでいます。

◇圏域図

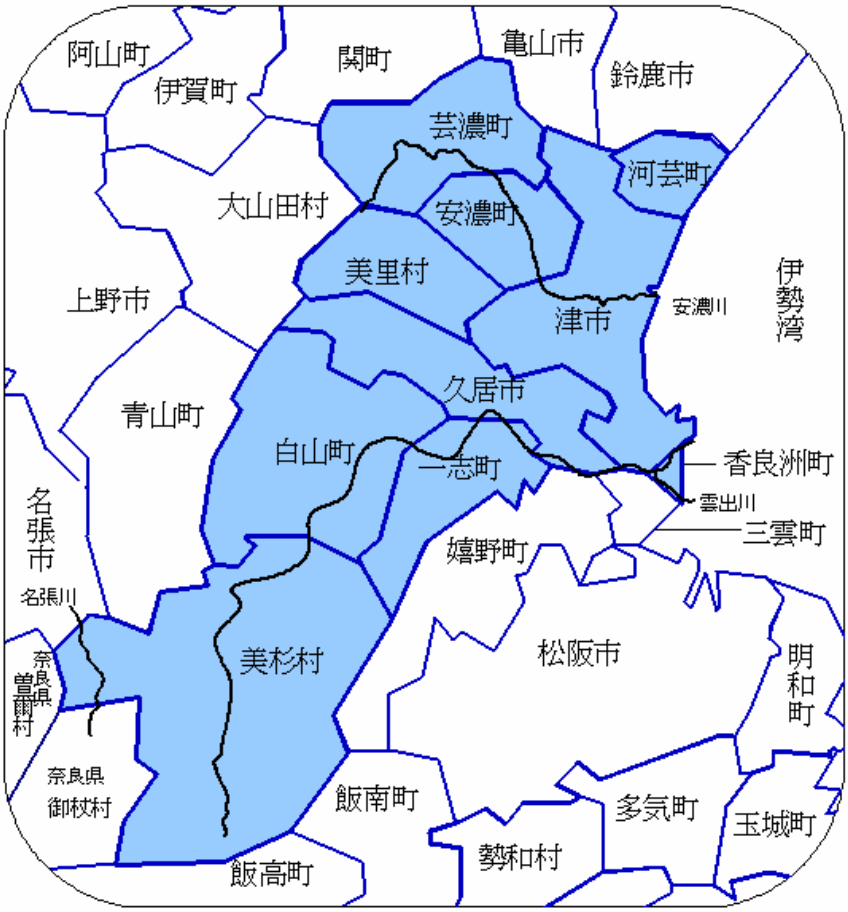

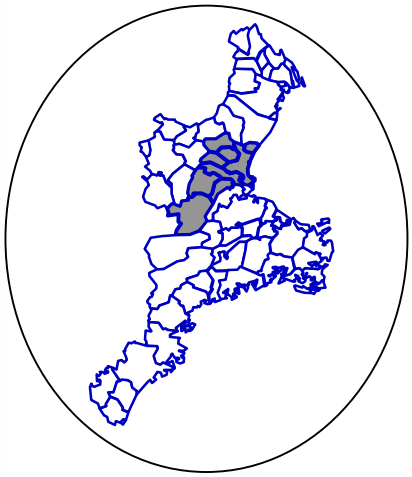

（２）　歴史

新市は、旧藩政時代、大部分が藤堂藩（津藩、久居藩）に属し、伊勢街道や初瀬街道、伊賀街道、伊勢本街道、伊勢別街道の５街道が通じていました。

「天保郷帳」によると、旧藩政時代の後期には、現在の津市域に当たる地域に７７か町、５９か村、久居市域に２１か町、１７か村、安芸郡域に６４か村、一志郡域に４９か村と３００に近い町や村が存在していたといわれています。

その後、明治４年の廃藩置県により、本圏域の旧藩政期の村々は安濃津県又は度会県に分属されましたが、翌明治５年、安濃津県が三重県と改称され、明治９年には度会県を編入、本圏域は三重県の管轄となりました。

さらに、明治２１年４月公布の市制町村制により、翌明治２２年４月、全国一斉に町村合併が行われ、本圏域では１市２町５３村が誕生しました。

その後も合併、編入、改称などが進められるとともに、昭和２８年１０月の町村合併促進法の施行に伴って、町村合併が実施されたことなどにより、現在は２市６町２村となっています。

◇昭和の合併状況

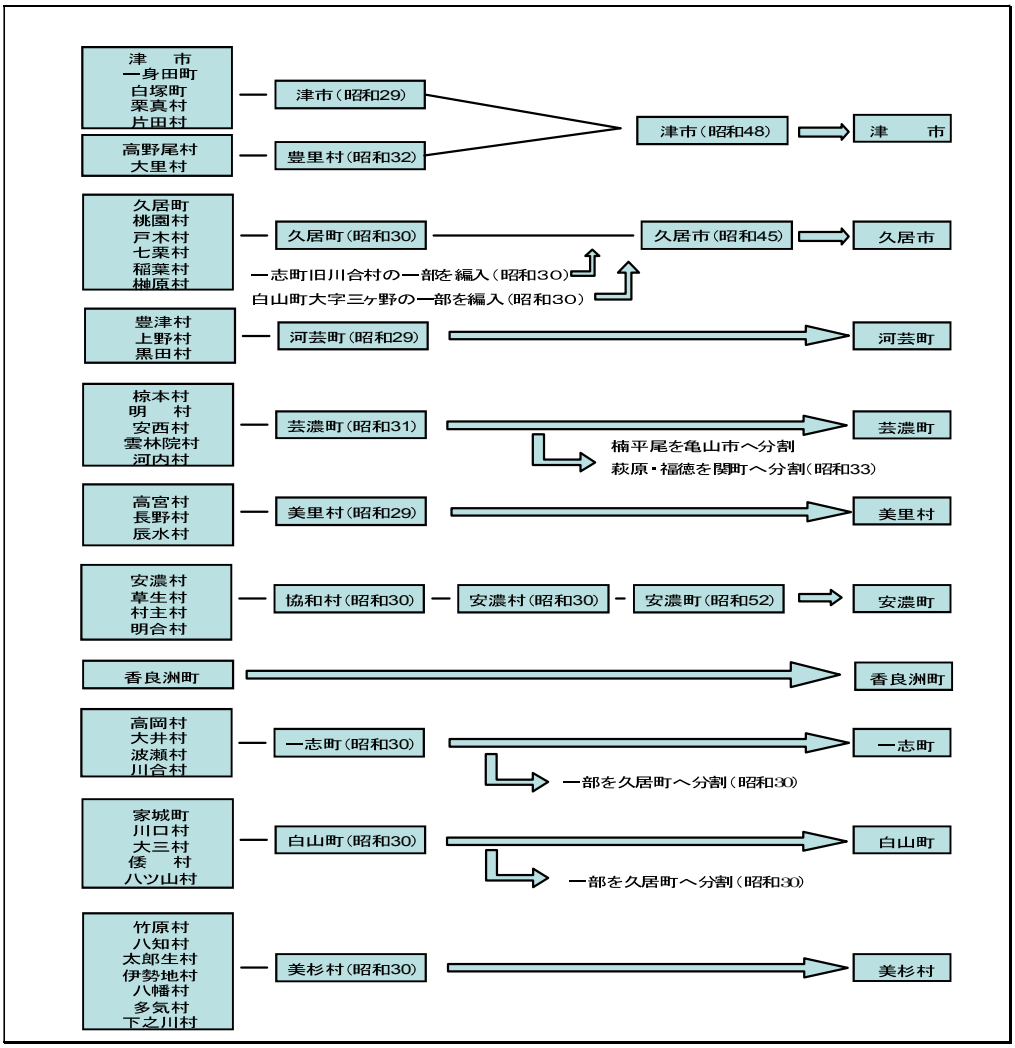

（３）　人口・世帯

平成１２年の国勢調査による新市の人口は、２８６，５２１人となっており、三重県の総人口の１，８５７，３３９人の１５．４％を占め、県内で２番目に人口の多い市になります。

年齢階層別人口と構成比は、年少人口（０～１４歳）が４２，１７６人で１４．７％、生産年齢人口（１５～６４歳）が１８９，４４６人で６６．１％、老年人口（６５歳以上）が５４，８６９人で１９．２％となっており、三重県の構成比と比較すると、年少人口で０．５ポイント低く、生産年齢人口と老年人口でともに０．３ポイント高くなっています。

世帯については、平成１２年の国勢調査によると、１０２，７９５世帯となっており、１世帯当たりの人員は２．７９人で、三重県全体の平均２．９２人をわずかに下回っています。

◇平成１２年国勢調査　（単位：人）

区　分	新　市		三　重　県		県における構成比	県の構成比との差
	人　口	割　合	人　口	割　合		
年少人口（０～１４歳）	42,176	14.7%	283,081	15.2%	14.9%	-0.5
生産年齢人口（１５～６４歳）	189,446	66.1%	1,222,594	65.8%	15.5%	0.3
老年人口（６５歳～　）	54,869	19.2%	350,959	18.9%	15.6%	0.3
総人口	286,521	―	1,857,339	―	15.4%	―
総世帯数	102,795		636,682		16.1%	―
１世帯当たりの人員数	2.79		2.92		―	―

※　総人口については年齢不詳を含んでいます。

（４）　産業規模

平成１２年の国勢調査による新市の就業人口は、１４１，３３１人で、三重県の総就業人口の１５．２％を占めています。また、平成１２年度県民経済計算による新市の総生産額は、1兆1，１８１億円で、三重県の総生産の１６．１％を占めています。

就業人口と総生産額の産業別構成比を三重県のそれと比較すると、第１次産業では大きな差はないものの、第２次産業は就業人口で５．５ポイント、生産額で１１．３ポイント低くなっており、逆に、第３次産業は就業人口で６．５ポイント、生産額で１２．０ポイント高くなっています。

◇平成１２年国勢調査及び平成１２年度県民経済計算　（単位：人、百万円）

区　分		新　市	三重県	県における構成比	県の構成比との差
第１次産業	就業人口	5,607	48,545	11.6%	—
	構成比	4.0%	5.2%	—	-1.2
	総生産額	15,510	142,697	10.9%	—
	構成比	1.4%	2.1%	—	-0.7
第２次産業	就業人口	43,114	334,299	12.9%	—
	構成比	30.5%	36.0%	—	-5.5
	総生産額	304,272	2,669,523	11.4%	—
	構成比	27.2%	38.5%	—	-11.3
第３次産業	就業人口	91,802	543,529	16.9%	—
	構成比	65.0%	58.5%	—	6.5
	総生産額	832,305	4,325,749	19.2%	—
	構成比	74.4%	62.4%	—	12.0
帰属利子(控除）等	総生産額	33,986	210,559	16.1%	—
	構成比	3.0%	3.0%	—	—
合計	就業人口	141,331	929,866	15.2%	—
	総生産額	1,118,101	6,927,410	16.1%	—
	構成比	100.0%	100.0%	—	—

※　就業人口合計については産業分類不明を含んでいます。
※　総生産額構成比については帰属利子(控除）等を含んでいます。

2　地域特性

新市は、以下に掲げる特性を有しており、これらの特性が相まって、住み・働き・学び・憩ううえで、恵まれた環境を形成している地域といえます。

（1）　豊かな自然環境と広大な市域

新市は、東部には白砂青松の面影を伝える海岸、中央部には緑あふれる田園と里山、西部には山林、湖、渓流など、多様で豊かな自然環境に恵まれ、また、全国的にみても広大な市域を有することとなります。

こうした豊かな地域のなかに、伊勢の海県立自然公園、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園などが位置し、海水浴、潮干狩り、温泉、ゴルフ、キャンプ、ハイキングなどに、県内外から多くの入込客があります。

（2）　地理的な優位性

新市は、三重県の中央部にあって、中部圏と近畿圏との結節点に位置しており、名古屋市、大阪市にも容易にアクセスが可能です。

このことから、北勢、伊賀、南勢志摩、奥伊勢、東紀州などを結ぶ交通ネットワークの拠点に位置し、また、奈良県を通しての近畿圏からの「玄関口」として、さらに中部国際空港への海上アクセスを通じて国内・国外の諸都市からの「玄関口」ともなる地域といえます。

（3）　多様な歴史・文化資源

新市は、古くは海上交易の港町として、また、藤堂藩政下における城下町としての歴史を広く地域に刻む一方、伊勢神宮に向かういくつかの街道が形成されてきたことによって、東西の文化に接し、全国の情報が集まる地域となっていました。そのため、本圏域には、様々な貴重な史跡や文化財など地域固有の歴史・文化が伝承され、これらが今日の日常生活の中にも息づいています。

（4）　都市機能の集積

新市は、県庁所在地として、国、県の行政機関が数多く立地しているほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、三重県の経済活動の拠点となっています。

また、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学などの高等教育機関が立地しているほか、国立大学法人三重大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター、独立行政法人国立病院機構三重病院、独立行政法人農業・生産系特定産業技術研究機構野菜茶業研究所など高度で専門的な医療機関や研究機関も設置されています。

さらには、みえ市民活動ボランティアセンターをはじめ、合併市町村にも市民活動の場が提供されていますし、県全体の文化振興の拠点でもある三重県総合文化センター、三重県立博物館、三重県立美術館、新市の地域の文化交流拠点となる文化施設も整備されるなど、都市機能が集積した恵まれた地域といえます。

（５）　多様な産業活動

新市は、県都という都市の特徴から都市機能が集積し、行政機関から金融機関、各種サービス機関まで幅広く立地しているほか、多くの観光・レクリエーション資源も有する地域でもあることから、第３次産業の構成比が高い産業構造になっています。

また、新市の恵まれた自然環境を生かして、第１次産業としては、米、野菜、茶、花き・花木、果樹などの農産物をはじめ、杉などの優良木材が生み出されているほか、伊勢の海や雲出川などでの漁業も盛んです。

第２次産業としては、新市の各地域において工業団地や工場適地への製造業を中心とした立地によって、電気機械器具、輸送用機械器具などの製造品出荷額が多く、活発で多様な産業活動が行われてきています。

Ⅲ　新市まちづくりの基本方針

1　基本理念

新市は、山から海までの豊かな自然環境に恵まれた地域であり、また、県都として多様な都市機能が集積した地域です。さらには、中部圏と近畿圏の結節点という地理的条件にも恵まれるとともに、三重県の中心都市として県勢の発展を先導していく地域です。

この地域において、市民が将来にわたって心豊かに暮らしていけるまちづくりを進めていくためには、この地域の持つ特性を最大限に生かしつつ、少子・高齢化、国際化、情報化の進展、地球規模での環境問題、経済情勢の変化など、新市を取り巻く環境変化に的確に対応していかなければなりません。

そのためには、地形的にもまとまりを持った豊かな自然環境と多様な社会的、文化的環境のなかで、これらと共生した快適で暮らしやすい生活環境の実現と、そこに集う人々の多様な活動が新市の活力として醸成されるよう県都としての基盤を充実していくことが必要です。これとともに、新市の活動のなかで、地域の個性を大切にしつつ、豊かな市民文化が育まれるよう市民活力の醸成に努めながら、互いに力を合わせて安心して暮らせる地域社会を形成していくことが必要です。

このため、新市においては、以下の基本理念のもとに、自律した都市としてのまちづくりを進めていきます。

【1　環境と共生した暮らしやすい都市の実現】

私たちの生活様式は、都市化の進展、また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動などを背景として、急激な変化を遂げてきました。その一方で、市民の環境に対する価値観もより一層多様化し、自然環境への負荷の増大は地球的規模での課題を呈してきたといえます。

こうした時代の潮流のなかで、快適でゆとりある暮らしを実現していくためには、自然環境や地域を取り巻く生活環境、都市的環境との共生が求められています。

新市は、広大な市域のなかで、豊かな自然環境と多様な都市機能を有しており、これらの特性をそれぞれ最大限に生かしつつ、環境と共生した暮らしやすい都市の実現を目指します。

【2　活力のある多様性を持った交流都市の実現】

都市の活力は、そこに住み、学び、働き、集う人々の活動によって支えられており、これらの諸活動がより充実することによって、持続的な都市の発展が可能になるものです。

とりわけ、人口減少局面が予想されるとともに、高い経済成長が期待できないなかで、新市における都市の活力を維持し、都市としての成長を遂げていくためには、県都として集積された都市機能と、県域の中心都市、中部圏、近畿圏の結節点という地理的特性を生かし、さらには、世界にもつながる拠点地域として、広域交流機能の向上に努めるととも

に、先端的な新規産業の創出、既存産業の高度化など新市の産業の活性化を図り、自立的な地域経済の発展を促していくことが必要です。

このため、様々な交流拠点、産業基盤の整備などにより、都市機能の一層の集積に努めるとともに、圏域内外を結ぶ交通・情報ネットワークの形成により、活力ある多様性を持った交流都市としての発展を目指します。

【3　市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現】

都市の魅力は、そこに住み、集う人々の様々な活動によって生み出され、これらの活動の高まりが都市としての固有の文化を育んでいきます。本圏域は、中世からの都市形成過程を経て江戸期には伊勢街道をはじめとして、いくつかの街道が形成され、地域固有の歴史、文化を育んできた地域です。

こうした歴史や文化を礎に、一体となった圏域のなかで、多様な活動が連携することにより、活動そのものの豊かさの向上と更なる文化の醸成に努めるとともに、市民交流の促進や、郷土を担う子どもたちの心豊かで生きる力を育む教育の推進等、新しい時代を担う有為な人づくりに努めるなど、市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現を目指します。

【4　安全で安心して暮らせる都市の実現】

少子高齢化の進展に伴い、新市においても、総人口に占める老年人口の割合が増加する一方、年少人口の増加が見込めない状況が予想されるなか、すべての市民が生涯を健やかに、生きがいを持って、安心して暮らすことができる都市としての条件整備が求められています。

このため、安全な暮らしを支えるための諸施策の展開とともに、誰もが健康で心豊かに過ごせる住みよい福祉環境づくりを進めることによって、安全で安心して暮らせる都市の実現を目指します。

2　新市の将来像

新市に求められるまちづくりとは、暮らしやすい環境のなかで織りなされる様々な交流活動を土台に、心の豊かさと活力に満ちあふれた県都を共に築き上げ、育てていくことであり、基本理念に基づき、新市の目指すべき将来像を

「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」

と定めます。

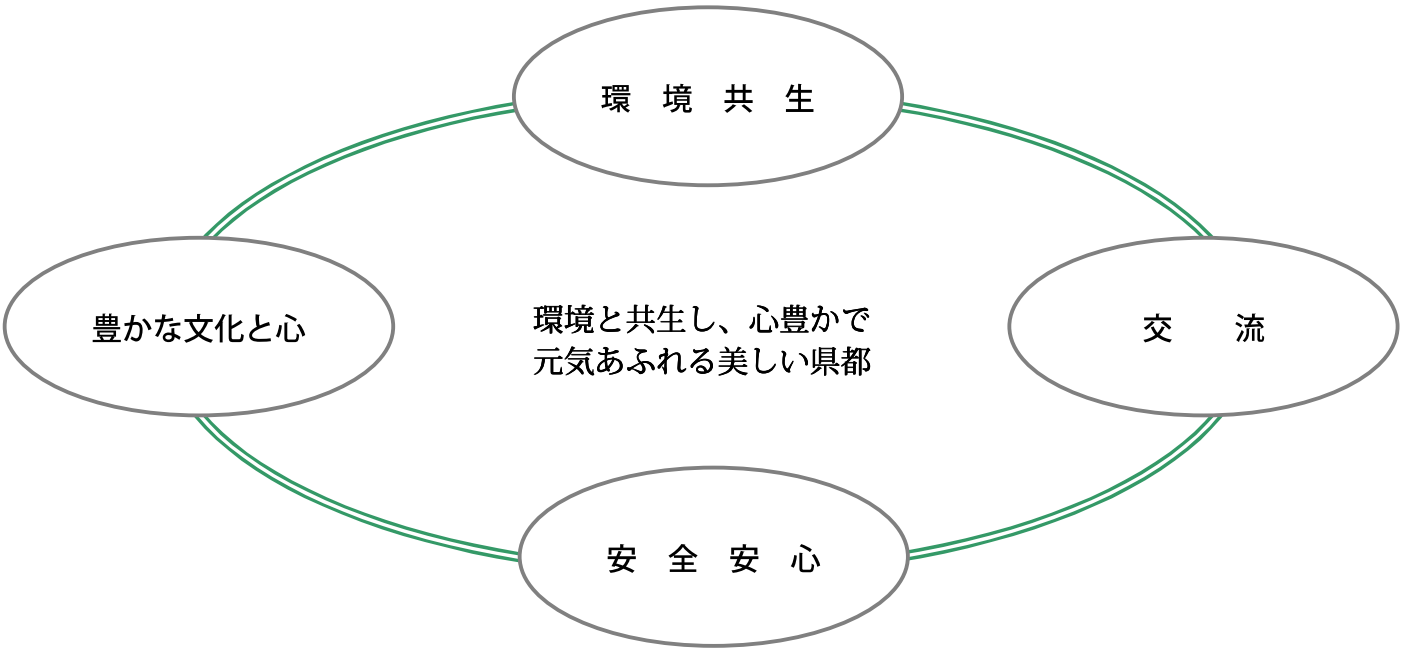

3　基本政策

新市の将来像を実現するため、基本理念に基づき、以下に示す基本政策のもと、まちづくりを推進します。

（1）　環境と共生した暮らしやすい都市の実現

①　生活基盤の整備

将来にわたる安全で快適な日常生活の実現のためにはその暮らしを支えるための生活基盤の整備が重要な課題であり、恵まれた環境を最大限に生かしながら、下水道、上水道、生活道路などの生活基盤の整備を進めます。

②　循環型社会の形成

廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルの取組をはじめ、廃棄物の適正な処理、更には新エネルギーの利用など資源循環利用を推進し、持続可能な循環型社会の形成に努めます。

③　次世代に残す自然環境の保全

環境行動の推進や環境保全対策の充実を図ることにより、恵まれた自然環境を保全し、美しい都市を次世代へ継承していきます。

④　快適な生活空間の形成

潤いのある緑化・親水空間の整備や市民の価値観に応じた定住環境の整備、地域の特性を生かした都市景観の創出など、快適な生活空間の形成に努めます。

（2）　活力のある多様性を持った交流都市の実現

①　交流機能の向上

都心の再生や新たな広域交流拠点の形成に努めるとともに、交通・情報ネットワークの構築により、交流機会を拡大しつつ、交流機能の向上を図ります。

②　自立的な地域経済の振興

産業経済活動の拠点性を高め、先端的な新規産業の創出を促進するとともに、既存産業の活性化を図ることなどにより、就業の場の確保に努めます。また、商業、観光産業の振興を図るほか、農林水産業については地域の特性を生かした振興策を講じることにより、自立的な地域経済の振興を図ります。

（３）　市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

①　生きる力を育む教育の推進

将来の郷土を担う子どもたちの豊かな心を育む学校教育の推進に努めながら、学校、家庭、地域という子どもたちを取り巻く教育環境を適切に整えるなど、生きる力を育む教育を推進します。

②　高等教育機関との連携・充実

高等教育機関が集積する地域特性を生かした有為な人材の育成や、知的資源の地域への還元を促進するなど、高等教育機関との連携・充実を図ります。

③　生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興

生涯学習情報の提供、学習機会の充実、また、スポーツの振興を通じて、生涯学習スポーツ社会の形成を図るとともに、文化、芸術活動の推進や歴史的資源の保存に努めるなど、地域固有の歴史・文化の振興を図ります。

④　市民活動の促進

市民活動の高まりによる新たな都市の活力と魅力の創出を目指し、ＮＰＯ※や市民団体のボランティア活動をはじめ、地域における身近な交流から国際的な交流に至るまでの様々な市民活動の促進を図ります。

⑤　人権尊重社会の形成

市民の誰もが、一人ひとりの人権や個性などを大切にし、互いを尊重しあえる社会の形成を目指します。

（４）　安全で安心して暮らせる都市の実現

①　安全なまちづくりの推進

風水害、地震等の自然災害に対し、山林の整備、河川、海岸の整備改修など地域の特性に応じた防災機能の向上を図りつつ、消防、救急、救助体制や自主防災体制を充実するとともに、交通安全対策、防犯活動の展開に努めるなど、安全なまちづくりを推進します。

②　生涯を通しての健康づくりの推進

保健予防体制や地域医療体制の充実など、市民自らの健康づくりを積極的に支援し、生涯を通しての健康づくりを推進します。

※　ＮＰＯ

ＮＰＯとは、「民間非営利組織」のことであり、営利を目的とせず、自発的に社会的な活動を行う団体のことです。

③　地域福祉社会の形成

地域における福祉活動の充実をはじめ、高齢者、障害者、児童福祉等の推進に努めるなど、市民が共に生き、支え合いながら安心して暮らせる地域福祉社会の形成に向けた取組を進めます。

④　ユニバーサルデザイン※のまちづくりの推進

すべての市民が自由に社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの浸透を図るとともに、公共施設等のバリアフリー※化を推進します。

※　ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように製品・建物などをデザインすることをいいます。

※　バリアフリー

日常生活をしていく上で妨げとなる障害（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的障壁の除去や、さらには、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去ということに用いられます。

基本政策体系図

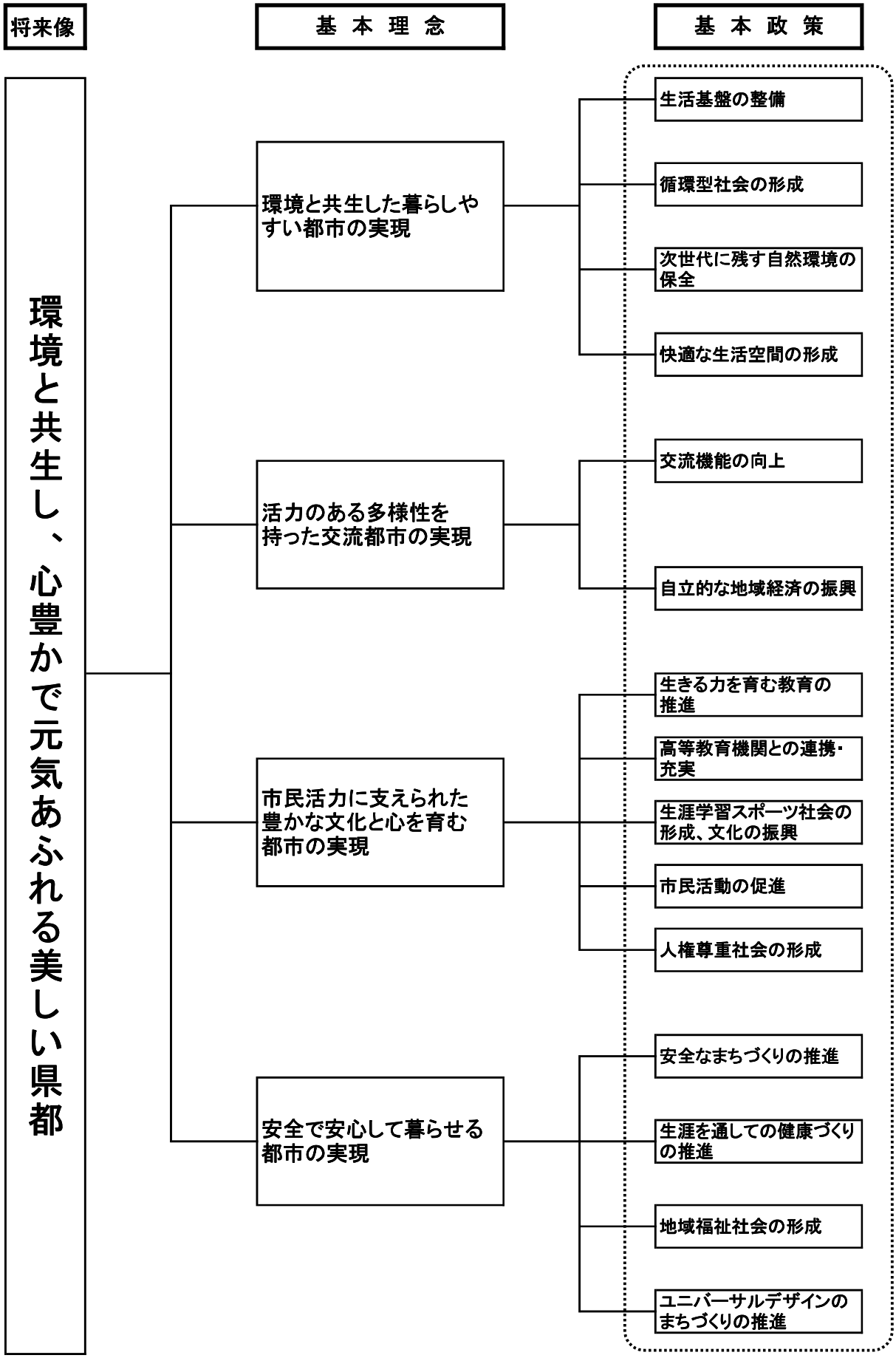
将来像
基本理念
基本政策
環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都
環境と共生した暮らしやすい都市の実現
活力のある多様性を持った交流都市の実現
市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現
安全で安心して暮らせる都市の実現
生活基盤の整備
循環型社会の形成
次世代に残す自然環境の保全
快適な生活空間の形成
交流機能の向上
自立的な地域経済の振興
生きる力を育む教育の推進
高等教育機関との連携・充実
生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興
市民活動の促進
人権尊重社会の形成
安全なまちづくりの推進
生涯を通しての健康づくりの推進
地域福祉社会の形成
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

4　土地利用及び都市構造の基本方向

（1）　土地利用の基本方向

新市は、広大な面積を有し、長い汀線を持ち、海に向かって開けており、海岸部から、平野、丘陵、山間部へと連なる地勢においては、都市活動や生活活動、休養・レクリエーション活動など、人々が「住み、働き、学び、憩う」うえで必要な様々な機能を支える条件を備えており、一定の機能分担が図られているといえます。

新市における土地利用は、こうした優れた特性をさらに磨き上げ、個々のレベルアップを図っていくとともに、すべての市民がすべての機能の恩恵を受けることができるように、有機的な連携をさらに高めていくことを基本とします。

また、地域生活に密着した土地利用については、交通条件並びに周辺環境等に配慮し、民間活力の導入も視野に入れ、その適正な配置、誘導に努め、それぞれの地域の均衡ある発展を目指すとともに、広域的な幹線道路の沿道においては、その特性を生かした土地利用を図っていきます。

新市の土地利用の方向は、基本的には現在の機能分担を踏まえつつ、これらを分かりやすくイメージするため、機能・特性が類似する一定のまとまりのある区域をゾーンとして、その大枠を設定することとします。

また、機能・特性が特徴的に現れている地区を拠点と位置付け、有効な整備を進めます。

さらに、新市の各機能を効果的に連携させ、新市全体としての魅力を向上させるため、圏域内外の人や物が往来する主要な軸や新市内を結ぶ軸を位置付けます。

（2）　ゾーン区分

①　都市機能集積ゾーン

居住・商業・工業・教育などの各機能の集積や道路、公園、下水道などの都市基盤の整備が進んだ地域です。

今後も新市のみならず県下の中枢地域として、より一層高度な都市機能の集積が求められており、広域的な交流機能を高めながら、人、物、情報の集中する都心核の整備を進めます。

②　居住環境共生ゾーン

新市の中央部に位置し、田園地帯を中心に緑豊かな丘陵地など自然環境に近接した生活の場として住みよい環境を形成しています。一方、交通基盤を生かして、人・物の交流が図られており、多くの文化施設・身近なレクリエーション施設があり、産業面では、水稲を中心とした農業や都市近郊農業のほか、工業団地を中心に製造業の立地がみられる地域です。

今後は、良好な自然環境の保全に留意しながら、住みやすさの向上を図るため生活基盤を整備するとともに、農業の振興と適地への企業誘致などによる産業振興を進めます。

③　里山・山間自然環境ゾーン

市民の生活の基礎となる水源確保の機能を担っているとともに、市民の憩いの場といえる優れた自然環境に恵まれた地域です。また、各種のレクリエーション施設など広域的な需要に対応しうる観光資源が多数あります。

今後は、他のゾーンとの有機的な連携を図りつつ、集落における生活基盤を整備し、住みよい生活環境づくりを進め、農業の振興、森林の公益的機能にも配慮した林業振興を図るとともに、水源のかん養を図るなど、自然環境の整備・保全を推進しながら、観光レクリエーション機能を充実します。

（３）　拠点

①　都市活動交流拠点

○　津、久居地域の都心部については、土地の高度利用や都市生活における快適な環境整備に努めるなど、新市のみならず県都としての行政、商業、業務、学術、文化などの中枢拠点の形成を図ります。

○　中部国際空港へのアクセス港周辺は、都心部との連動や新市に広がる連携軸を通じて、新市全体の発展に資する広域交流拠点として位置付けます。

②　産業振興拠点

○　中勢北部サイエンスシティについては、先端的産業の研究開発機能をはじめ、これを支援する機能、生産・物流機能など、高度な産業機能を一貫配置するとともに、居住機能も併せ持った新都市形態の産業振興拠点として位置付けます。

○　ニューファクトリーひさいについては、優れた交通条件を生かした産業振興拠点として、環境や地域社会との調和に配慮しつつ、地域の雇用促進に資する拠点とします。

○　近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺については、広域的な交通結節点としての利便性、拠点性を生かした流通・業務・商業機能を中心とする産業振興拠点の形成を目指した土地利用を促進します。

③　保養・レクリエーション拠点

○　榊原温泉や美杉村の温泉、また、新市の温泉施設の「湯の瀬」、「一志温泉やすらぎの湯」、「いのくら温泉しらさぎ苑」、さらには、青山高原やその周辺に集積する多様なレクリエーション施設並びに安濃ダム・君ヶ野ダム周辺などは、市民の保養・レジャーの場として、また広域的な観光需要にも対応しうる高いポテンシャルを有しています。これら個々の優れた資質をさらに高めながら、多様なレクリエーション需要に対応した保養・レクリエーション拠点の形成を目指します。

○　河芸、津、香良洲地域の海岸部は、都心部に近接した手軽に自然にふれあえる市民の憩いの場であり、また広域的な海洋レジャー機能も併せ持っています。こうした地

理的条件を生かし、自然環境の保全を図りながら、レクリエーション拠点として、河芸・津のマリーナ周辺、阿漕浦海岸から御殿場海岸及び香良洲海岸を位置付けます。

○　市民の日常の手軽なレクリエーション需要に応じるための拠点として、大規模公園の中勢グリーンパーク、河芸町民の森公園、安濃中央総合公園を位置付け、市民の憩いの場を提供します。

（４）　連携軸

①　広域連携軸

○　県内の中枢都市である新市は、圏域内外から人や物が集中し、広域的な交通ネットワークのかなめとして、円滑かつ利便性の高い流通機能が求められています。このため、鉄道や広域的な幹線道路網を広域連携軸として位置付け、域外からの交通需要に対応するとともに、交通結節点を経た域内連携軸との連結を図ることにより、市域全体への交流の促進を図ります。

　また、中部国際空港へのアクセス拠点を結節点として、幹線道路網や公共交通網を通じて世界をも視野に入れた広域連携軸の形成を図ります。

②　域内連携軸

○　新市における各ゾーンや各拠点地区が有する機能の恩恵を市民が等しく享受でき、それぞれの地域の均衡ある発展へと結びつけていくために、これらを有機的に結合させる交通ネットワークの整備が求められます。このため、域内の基幹道路を域内連携軸として位置付け、新市域内における移動の利便性を向上させるとともに、広域連携軸を介した広域的な流通需要に対しても円滑に対応していきます。

ゾーン図

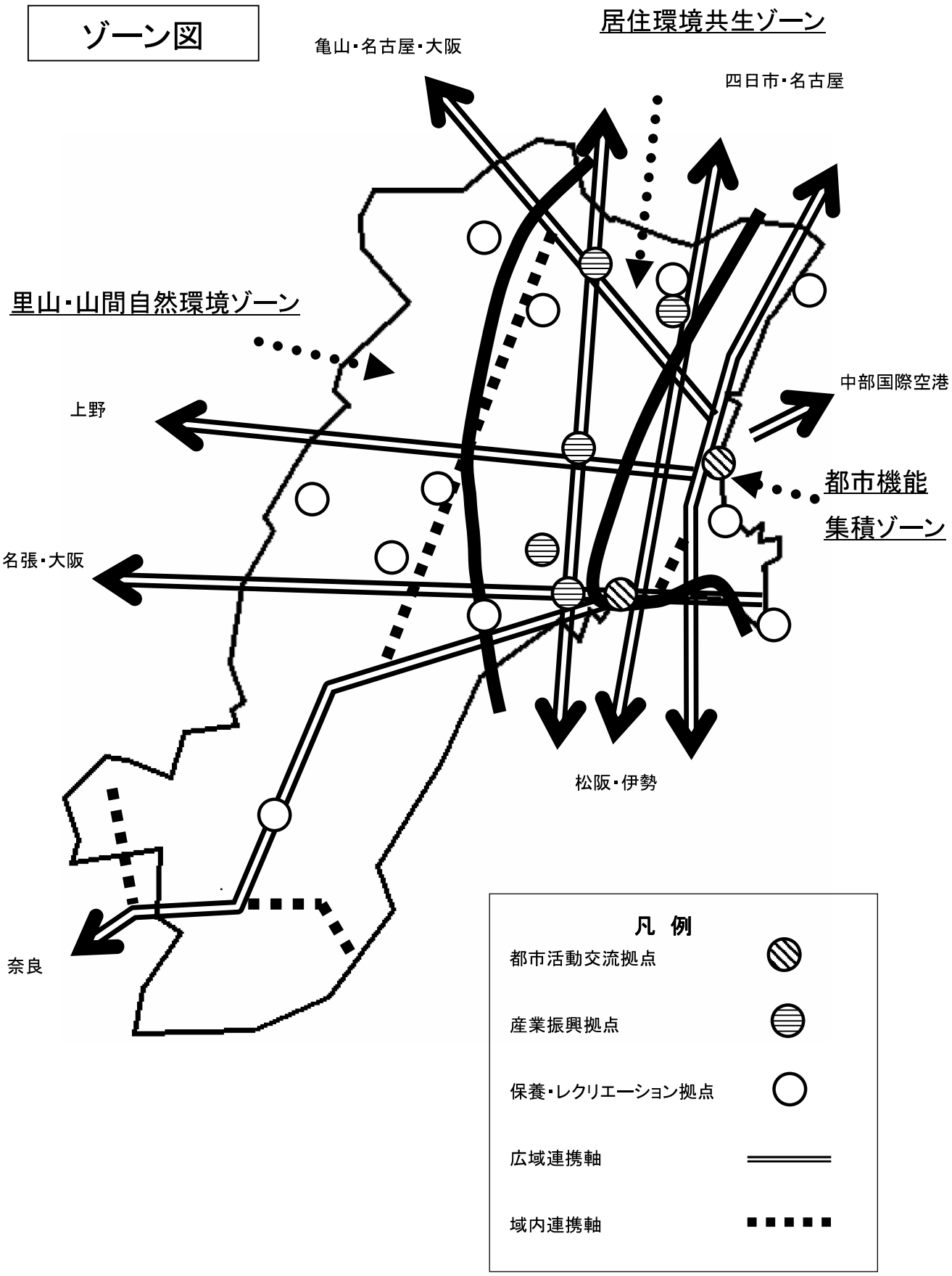
居住環境共生ゾーン
亀山・名古屋・大阪
四日市・名古屋
里山・山間自然環境ゾーン
中部国際空港
上野
都市機能
集積ゾーン
名張・大阪
松阪・伊勢
奈良
凡 例
都市活動交流拠点
産業振興拠点
保養・レクリエーション拠点
広域連携軸
域内連携軸

5　将来の人口、世帯数などの見通し

（１）　人口

出生率の低下等を背景にわが国の人口は減少傾向になると予想されますが、新市においては、環境と共生した暮らしやすい都市、交流都市の実現等を理念とした新市まちづくり計画の着実な推進によって、平成２７年における総人口を２９０，０００人と設定します。

（２）　就業人口

平成１２年国勢調査での従業地による就業人口は、１４５，０８８人であり、そのうち、第１次産業の就業人口が５，６４８人、第２次産業が４２，９９０人、第３次産業が９５，６５２人となっています。

これまでの推移としては、第１次産業が減少傾向、第２次産業は平成７年国勢調査までは増加傾向にありましたが、平成１２年には減少傾向を示しています。一方、第３次産業については、引き続き増加の傾向を示しています。

平成２７年には、第３次産業における就業人口の増加見込みに加えて、第１次産業、第２次産業の振興や女性、高齢者の就業機会の増加などを考慮し、就業人口は、１５１，７００人になると見込みます。

（３）　世帯

核家族化の進行や単身世帯の増加による世帯人員の減少により、世帯数については、平成２７年には１２１，３００世帯になり、一世帯当たりの人員は、平成１２年国勢調査の２．７９人から平成２７年には、２．３９人になることを見込みます。

◇将来の人口、世帯数などの見通し　（単位：人）

区　分		国勢調査値	推計値		
		平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年
総人口		286,521	290,500	291,600	290,000
	年少人口	42,176	40,000	38,800	37,600
	構成比	14.7%	13.8%	13.3%	13.0%
	生産年齢人口	189,446	188,300	184,600	177,600
	構成比	66.1%	64.8%	63.3%	61.2%
	老年人口	54,869	62,200	68,200	74,800
	構成比	19.2%	21.4%	23.4%	25.8%
総世帯数		102,795	109,600	115,700	121,300
	1世帯あたり人員	2.79	2.65	2.52	2.39
昼間人口		292,776	296,700	301,000	305,900
就業人口（従業地ベース）		145,088	147,100	149,100	151,700
	第1次産業	5,648	5,200	4,700	4,300
	構成比	3.9%	3.5%	3.2%	2.8%
	第2次産業	42,990	43,600	44,200	45,000
	構成比	29.6%	29.6%	29.6%	29.7%
	第3次産業	95,652	98,100	99,900	102,100
	構成比	65.9%	66.7%	67.0%	67.3%

（注１）本推計は、平成１２年国勢調査人口をベースに将来人口を設定しました。
（注２）総人口・年齢階層別人口：コーホート推計法により推計しました。
（注３）総世帯数:平成７年及び１２年の国勢調査世帯数の変化率をベースに推計しました。
（注４）１世帯当たりの人員：総人口を総世帯数で除して算出しました。
（注５）昼間人口：平成７年及び１２年の変化率をベースに推計し、就業人口増を加味しました。
（注６）就業人口：従業地ベースとして集計しました。
（注７）産業別人口：将来人口をベースに産業別の構成割合を想定して推計しました。
（注８）表中、就業人口の総数には分類不能者が含まれており、産業別人口の総数とは一致しません。

Ⅳ　新市の施策

（1）　環境と共生した暮らしやすい都市の実現

①　生活基盤の整備

施策の体系

①　生活基盤の整備
- ○生活排水、雨水排水対策の推進
- ○上水道、簡易水道の整備
- ○生活道路の整備
- ○環境衛生対策の充実

○　生活排水、雨水排水対策の推進

生活環境の向上、浸水の防除、また、伊勢湾や河川等の公共用水域の水質保全などに資するため、地域特性に応じた下水道事業、農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の設置促進などとともに、排水路、排水機場の整備推進に取り組みます。

○　上水道、簡易水道の整備

上水道事業については、安定的な上水の供給を確保するために、適正な水源の確保や計画的な浄水・配水設備などの整備を進めます。また、安全で良好な水質の確保に向けて、関係機関とも連携を図りながら、河川流域の環境保全に努めるとともに、水質管理の強化や浄水技術の向上に取り組みます。

簡易水道事業については、できる限り上水道での給水の検討を図るとともに、上水道での給水が困難な地域においては、計画的に施設整備を図ります。

○　生活道路の整備

市民の日常生活を支える生活道路については、安全性の確保や利便性の向上を図るため、狭隘な道路の拡幅整備、通学路の整備などを通じ、すべての人にやさしい道路空間が創造できるよう、計画的な整備に取り組みます。

○　環境衛生対策の充実

斎場については、現有施設の改修を計画的に進めるとともに、老朽化の状況により、施設の整理・統合を検討します。

② 循環型社会の形成

施策の体系

② 循環型社会の形成
- **○環境負荷の少ないエネルギー利用**
- **○資源の循環的利用の推進**
- **○廃棄物等の適正な処理**

○ 環境負荷の少ないエネルギー利用

効率的なエネルギー利用や省エネルギー対策を推進するとともに、風力を利用した発電など新エネルギーの利活用を進めます。

○ 資源の循環的利用の推進

廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルの促進など、市民、事業者、行政が一体となり、再生資源の利用拡大や水資源の循環的利用の推進を図ります。

○ 廃棄物等の適正な処理

ごみ処理施設については、適正な管理の充実を図るとともに、新たな最終処分場の整備を行います。

し尿処理については、下水道整備に伴うし尿処理量の推移や海洋投入廃止を視野に入れた施設の改善など必要な整備を図ります。

③　次世代に残す自然環境の保全

施策の体系

③　次世代に残す自然環境の保全
- **○環境保全対策の推進**
- **○多様な自然環境の保全**

○　環境保全対策の推進

生活環境、地球環境を保全するため、大気、水質、騒音等についての環境調査や工場、事業所等の排出水等の指導を行うなど、積極的な環境保全対策を進めます。また、市民、ボランティア、ＮＰＯ、事業者、行政などが一体となった環境保全活動への取組を進めるとともに、学校教育や生涯学習など様々な機会を通じた環境教育を充実させるなど、環境問題に対する市民意識の高揚を図ります。

○　多様な自然環境の保全

森林、湖沼、河川、海岸など新市が有する恵まれた自然環境の保全を図るため、森林については、造林や間伐事業等による循環利用や、野生生物の生息、生育環境の確保、水源かん養をはじめとした長期的な視野に立った森林環境の保全を進めます。

また、湖沼、河川、海岸については、生物多様性の観点に立った水辺環境の保全に努めるほか、田園の保全、市街地周辺の里山の樹林地の確保を図るなど、地域特性に応じた環境保全を推進します。

④　快適な生活空間の形成

施策の体系

④　快適な生活空間の形成
- **○既成市街地の整備**
- **○美しい都市空間の創造**
- **○公園、緑地等の整備**
- **○住環境の整備**

○　既成市街地の整備

密集した住宅地などにおける土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業など、地域の特性に応じた整備、誘導手法等を活用し、良好な市街地環境の形成を目指します。

○　美しい都市空間の創造

公共建築物等については、良好な景観形成を先導するよう努めつつ、民間建築物等についても、良好な景観が形成されるよう誘導を図ります。

また、歴史的資源の保存と活用を進めるなど地域の特性を生かした美しい都市空間の創造に努めます。

○　公園、緑地等の整備

公園や緑地については、都市の安全性の確保や良好な景観を備えた地域環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動などの場として、計画的に整備を進めるとともに、自然学習や市民交流の場など、様々な方面への積極的な活用を図ります。

湖沼、河川、海岸等については、親水空間としての整備を進めるとともに、街路等の緑化や市民緑化を推進します。

○　住環境の整備

地域の特性にふさわしい良好な住環境の形成を図るため、住宅地については、地区計画制度等の活用を促しつつ、建築物の形態や用途等の土地利用規制の適用を行います。

また、市街地への居住を促進するとともに、新たな住宅地の供給については、住宅需要の動向を勘案しながら、計画的な誘導、調整に努めます。

さらに、良質な民間賃貸住宅等の建設を促進するとともに、公営住宅については、既設住宅の改善、改修を行いつつ、公営住宅供給のあり方を検討しながら、必要な場合は老朽施設の建替等を図っていきます。

既存の集落については、自然環境との調和を図りながら、生活環境の整備を進めます。

（1）　環境と共生した暮らしやすい都市の実現　　主な事業
◇公共下水道の整備 ◇農業集落排水の整備 ◇合併処理浄化槽設置事業の促進 ◇上水道・簡易水道の整備 ◇水道老朽管更新事業の推進 ◇生活道路新設・改良事業の推進 ◇斎場の整備検討 ◇風力発電等新エネルギー利用の推進 ◇資源の再利用、リサイクルの促進 ◇ごみ最終処分場建設の推進 ◇し尿処理場の整備 ◇環境イベントの開催 ◇水源かん養事業の推進 ◇津駅前北部土地区画整理事業、津駅前北部地区市街地再開発事業の推進 ◇久居駅周辺整備事業の推進 ◇地域歴史資源の保存と活用 ◇公園緑地整備事業の推進 ◇良質な民間賃貸住宅の建設促進

（２）　活力のある多様性を持った交流都市の実現

①　交流機能の向上

施策の体系

①　交流機能の向上
- **○中心市街地、新市街地の整備**
- **○道路ネットワークの整備**
- **○港湾の整備**
- **○情報化の推進**
- **○公共交通の充実**

○　中心市街地、新市街地の整備

津・久居地域の都心部については、蓄積された都市機能を生かしながら、多様な交流機会の拡充が図られるよう、中心市街地の活性化策を講じます。

近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺については、広域的な交通結節点としての利便性、拠点性を生かした一体的な整備方策についての検討を進めます。

○　道路ネットワークの整備

広域的な交通需要に対応し、産業面での振興に資するため、国道２３号中勢バイパスなどの新市内の国道やグリーンロードなどの広域的な幹線道路等の整備を関係機関に求めていくとともに、市内各地域の交流や連携を強化するための道路整備を進め、新市における道路ネットワークの構築を図ります。

○　港湾の整備

中部国際空港への海上アクセス港周辺について、マリーナや緑地などのレクリエーション機能も有する広域交流拠点として整備を進めるとともに、港湾計画に基づく港湾整備を促進します。

○　情報化の推進

公共施設の情報ネットワーク化や、電子申請システムの整備などにより、電子自治体の構築に取り組むほか、情報システムの導入・活用を通じ、行政事務の効率化を進めるとともに、市民が情報通信技術に慣れ親しむ場や機会を提供、充実し、市民の情報リテラシー※の向上に努めます。

※　情報リテラシー

情報化社会において、コンピューターなど情報関連技術を習得することにより、積極的に情報を活用することのできる能力をいいます。

○　公共交通の充実

市街地と周辺の住宅地や鉄道駅との交通利便性を高めるとともに、生活者の身近な移動手段の確保を図るため、望ましい新市のバス交通システムについて検討を行います。

また、鉄道やバス等の公共交通機関については、通勤、通学等市民の日常の移動手段として、利便性の向上が図られるよう、ダイヤ編成や路線の充実を促進します。

② 自立的な地域経済の振興

施策の体系

② 自立的な地域経済の振興
- **○産業振興拠点の形成**
- **○農林水産業の振興**
- **○工業の振興**
- **○商業の振興**
- **○観光、レクリエーションの振興**
- **○雇用機会の創出**
- **○勤労者福祉の向上**

○ 産業振興拠点の形成

自立的な地域経済の振興と雇用機会の創出を図るため、中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいについては、地域産業をけん引する産業振興拠点として先端的産業や研究機関などの立地を進めます。

近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺地域については、流通・業務・商業を中心とする産業振興拠点の整備を検討します。

○ 農林水産業の振興

優良農地の保全や特色ある農業の振興を図るため、用排水路や農道、ため池等の農業基盤の整備を進めます。

また、新市の農業振興プランを策定し、農業者・農業団体の創造的、積極的な取組のもと、効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう、農用地の利用集積の促進や地域特産物のブランド化、地産地消を進めるなど、農業経営基盤の強化に努めます。

さらには、農業を通じた地域交流を促進し、市民の農業への理解を深めるため、市民農園や観光農園などの整備を図ります。

林業については、間伐の実施、林道の整備、地場産材の活用促進などとともに、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための方策を講じていきます。

水産業については、資源管理型漁業を進めるほか、生産拠点となる漁港については、関係団体との協議・調整のもと諸施設の整備や改修などに努めます。

さらに、農林水産業に従事する担い手の確保、育成を図るため、意欲ある者が参入しやすい環境づくりや技術の向上を支援します。

○ 工業の振興

工業振興については、産業振興拠点への効果的な企業誘致活動の展開に努めるとともに、産学官の連携を図るなど、ベンチャー企業の活動支援や中小企業等による新分野進出、新製品開発等を促進することにより産業技術の高度化や地域の産業競争力の強化等を図ります。

また、産業振興拠点に加え工業団地や工場適地等への企業誘致も積極的に進めます。

○　商業の振興

新市の魅力ある商業空間を創造していくため、商工会議所や商工会、商店街組合、ＴＭＯ※などが行う商業環境の整備、魅力的な個店づくりの促進やイベントなどの取組を支援するとともに、各種融資制度の充実などによる地場産業や中小企業の近代化、経営の安定化を促進します。

中心市街地の商業空間については、中心市街地活性化基本計画に基づき、ソフト・ハード事業の一体的な推進を図ります。

○　観光、レクリエーションの振興

新市を代表する観光地である榊原温泉、青山高原・風力発電施設、安濃ダム・君ヶ野ダム周辺、御殿場海岸、香良洲海岸などの恵まれた観光資源を生かしつつ、キャンプ場やヨットハーバー、津モーターボート競走場等のレジャー施設の活用を図るなど、魅力ある観光地としての整備拡充に努め、観光産業の振興を図ります。

また、観光資源のネットワーク化を図りつつ、インターネット等を活用した情報提供の充実に努めるなど積極的なＰＲ活動を進めます。

○　雇用機会の創出

次代を担う若者に魅力ある就業の場を提供できるよう、産業振興拠点の形成や適地への企業誘致等による雇用の創出を促進します。

また、情報提供機能を充実するなど若年層から高齢者まで幅広い年代での雇用機会の確保に努めます。

○　勤労者福祉の向上

労働環境の向上や勤労者福祉の増進については、地域経済産業政策と相まって、安定した雇用の確保と労働環境の改善が図られるよう、事業者、勤労者団体等への啓発活動などに努めます。

※　ＴＭＯ（タウンマネジメント機関）

中心市街地における商業集積を一体としてとらえ、業種構成、店舗配置等のテナント配置、基盤整備及びソフト事業を総合的に推進し、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を管理する機関をいいます。

（２）　活力のある多様性を持った交流都市の実現　　主な事業
◇中心市街地活性化事業の推進 ◇近畿自動車道伊勢線インターチェンジ周辺の整備促進、検討 ◇主要幹線、地域間道路の整備 　　河芸町島崎町線、上浜元町線、高茶屋東出線、北神山戸島線、樫木原上原線、 　　内多清水ヶ丘線、新開地１４号線、井生波瀬線、五斗代線、逢坂線 ◇中部国際空港海上アクセス港周辺整備 ◇電子自治体の構築と情報システムの導入・活用 ◇鉄道、バス路線の利便性の確保 ◇産業振興拠点等への企業、研究機関の誘致 ◇農林水産業生産基盤の整備・経営基盤の強化促進 ◇農林水産業の担い手育成事業の推進 ◇地域特産物のブランド化 ◇地産地消の推進 ◇市民観光農園の整備 ◇漁港の整備促進 ◇地域企業、起業家に対する事業活動支援と新事業等の創出促進 ◇産学官連携の推進 ◇商工会議所、商工会、ＴＭＯ等の商業環境整備の促進 ◇観光レクリエーション施設の整備とネットワークづくり ◇観光イベントの開催

（３）　市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現

①　生きる力を育む教育の推進

施策の体系

①　生きる力を育む教育の推進
- **○学校教育の総合的推進**
- **○教育環境の充実**

○　学校教育の総合的推進

子どもたちが主体的かつ創造的に生きていくことができるよう、個性を重視したきめ細かな教育を推進する中で、確かな学力の向上を図るとともに、健やかな成長を促進する健康教育の充実や、地域文化に触れるなど豊かな人間性を育む教育の充実を図ります。そのため、教員の資質向上のもと、時代のニーズを的確に捉えた調査研究を進めながら、新市の教育特性に応じた独自の学力向上策を打ち出し、社会の変化に対応した教育システムの構築を進めます。

○　教育環境の充実

学校・園施設の耐震化・老朽化などの対策として計画的な改築や改修を行うとともに、時代のニーズにあった特色ある学校づくりを効果的に行えるよう、既存の施設、設備の有効活用を進めながら、安全面に配慮した良質な教育環境の確保に努めます。

また、地域の期待にこたえる特色ある学校づくりに向け、保護者や地域の人々の声や期待を学校運営に反映させるための仕組みづくりを進めるとともに、学校の教育内容の公開などを進めながら、地域と一体となった教育環境づくりに努めます。

② 高等教育機関との連携・充実

施策の体系

② 高等教育機関との連携・充実
- **○高等教育機関との連携**
- **○三重短期大学の充実**

○ 高等教育機関との連携

三重大学や、三重短期大学など、高等教育機関が集積する地域特性を生かし、複雑・多様化する社会経済情勢に適応できる人材の育成や、高等教育機関が有する知的資源を生かしたより一層の地域への開放を促進するなど、市民文化の向上と地域の活性化を図ります。

また、高等教育機関と企業の共同研究を支援するなど、産学官の連携を促進します。

○ 三重短期大学の充実

三重短期大学においては、教育内容や教育環境の整備充実に努めるとともに、公開講座の一層の充実、施設の開放やシンクタンクとしての機能充実など、市民等への生涯学習機会の拡充を図り、地域に根ざした高等教育機関となるよう努めます。

③　生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興

施策の体系

③　生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興
- **○生涯学習スポーツの推進**
- **○生涯学習スポーツ環境等の充実**
- **○青少年の健全育成**
- **○文化、芸術活動の充実**
- **○歴史的資源の保存**

○　生涯学習スポーツの推進

生涯学習支援システムなど情報環境の整備に努めるとともに、活動のきっかけづくりとして幅広い年齢の新しいニーズに対応する教室・講座の開催や各種スポーツ大会の開催による幅広い生涯学習スポーツ活動の振興を図ります。また、生涯学習支援ボランティアなどの活動が、学校を含めた地域づくりに生かせるよう取り組みます。

○　生涯学習スポーツ環境等の充実

市民の自主的な活動を支える学習環境の充実を図り、生涯学習スポーツ施設の効果的な活用を推進するとともに、学校体育施設の開放による活動の場の充実を図るなど、生涯学習スポーツ環境の充実に努めます。

また、子どもの育成や高齢者の生きがいづくりにも資するよう、地域住民が主体的に取り組む総合型地域文化・スポーツクラブの育成・支援を図るとともに、地域のリーダーとなる人材の養成に努めます。

図書館においては、情報提供サービスの充実を図ります。

○　青少年の健全育成

家庭や地域、学校、行政などが相互に連携し、青少年の健全育成のための環境づくりに取り組むとともに、家庭教育の推進や、青少年育成団体との協働のもと地域での交流活動などを通じて、家庭や地域社会の教育力の向上に努めます。

○　文化、芸術活動の充実

地域に根ざした個性的な文化・芸術・創作などの環境づくりを進めるため、文化施設のネットワーク化と機能連携を図りつつ、情報提供による市民の文化や芸術に対する自主的な活動を促すとともに、市民ニーズに対応した利用しやすい施設への改良など必要な整備に努めます。

また、三重県の「新しい博物館」の新市内への整備促進を県に要望します。

○　歴史的資源の保存

貴重な文化財や歴史遺産をはじめ、伝統芸能などについてはその保存と伝承に努めるとともに、地域学習の場としての活用や市域内外への啓発など積極的な活用や振興策を展開します。

④　市民活動の促進

施策の体系

④　市民活動の促進
- **○地域コミュニティやボランティア、ＮＰＯ活動の支援**
- **○市民交流の推進**
- **○都市間交流、国際交流の推進**
- **○男女共同参画の推進**

○　地域コミュニティやボランティア、ＮＰＯ活動の支援

地域におけるコミュニティ活動の活発化を促すため、市民センターなどの地域コミュニティ施設における地域活動を振興するための環境整備を進めます。

また、地域リーダーの育成や、自治会をはじめ、子ども会、健康づくり活動など様々な地域コミュニティ活動を支援するとともに、ボランティアやＮＰＯと協働したコミュニティの醸成に努めます。

○　市民交流の推進

より活発で幅広い市民の交流を促し、市民相互の連帯意識の醸成を図るため、活動団体などの情報提供やネットワークづくりに取り組むとともに、伝統行事や自主的なまちおこし活動など、地域に根ざした幅広い分野の活動の有機的な連携を促進します。

○　都市間交流、国際交流の推進

歴史的な経過やつながりなどを背景とした都市間交流については、市民レベルでの交流を支援するとともに、国際交流については、関係団体などとの連携を図りながら、姉妹都市や友好都市との交流事業をはじめ、在住外国人との交流など幅広い国際交流を推進します。

○　男女共同参画の推進

女性の社会参画がより一層促進されるよう、多様なニーズに対応した保育サービス・在宅福祉サービスなどの就業のための条件整備や福祉の充実に努めます。

また、家庭や職場などあらゆる分野で男女がともに参画できるよう、研修や学習機会、情報の提供などを進めます。

⑤　人権尊重社会の形成

施策の体系

⑤　人権尊重社会の形成 ――――― ○人権施策の推進

○　人権施策の推進

同和問題、子ども、女性、障害者、高齢者、外国人などすべての人々の人権が保障される地域社会づくりのため、啓発活動や人権教育などを推進します。

このため、市民の人権に対する正しい理解と認識を深めるよう、人権講演会・研修会等の開催など広報啓発活動を積極的に行います。

学校教育においては、人権を尊重する意識を高め、差別を許さない、差別をなくす実践力を育成するとともに、人を思いやる心を育む人権教育を推進します。

また、各地域、人権擁護機関など関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

（３）　市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現　　主な事業
◇小中学校施設の整備（大規模改修、耐震補強、老朽化施設の建替え事業）
◇給食センターの整備の検討
◇高等教育機関と地域との連携事業の実施
◇三重短期大学の教育環境の充実
◇総合型地域文化スポーツクラブの育成
◇総合的な健康スポーツ施設の整備の検討
◇生涯学習スポーツ施設の整備
◇文化施設の整備
◇歴史資料館整備の検討
◇地域伝統文化の保存、伝承
◇コミュニティ施設の整備
◇市民まつり等の開催
◇男女共同参画の啓発活動の推進
◇人権啓発活動の推進
◇人権教育の推進

（４）　安全で安心して暮らせる都市の実現

①　安全なまちづくりの推進

施策の体系

①　安全なまちづくりの推進
- **○治山、治水対策の推進**
- **○災害に強い都市構造の形成**
- **○消防、救急、救助体制の充実**
- **○地域防災体制の強化**
- **○交通安全対策の推進**
- **○防犯対策の推進**
- **○消費者の保護**

○　治山、治水対策の推進

山林の保水力の向上、土石流、急傾斜地等の土砂災害危険箇所対策などの治山事業の推進に努め、上流から下流まで流域単位での一体的な河川整備の取組、海岸堤防等の改修など、山林、市街地など地域特性に応じた総合的な治山、治水対策を進めます。

○　災害に強い都市構造の形成

各種の災害から市民の生命を守るため、災害に対する警戒避難体制の整備を進めます。

今後予想される東海・東南海・南海地震時等において、大規模な火災発生のおそれのある住宅密集地については、道路や公園、河川等による延焼遮断空間の確保など延焼を防止できる市街地の形成に努めるとともに、海岸部では、津波、液状化※等の災害に対する整備を進めます。

また、緊急伝達網の整備、緊急輸送用道路の確保、飲料水の貯留などによるライフライン※の確保を図るとともに、公共建築物の耐震性の向上に努めます。

※　液状化

地震によって地盤が一時的に液体のようになってしまう現象です。埋立地や河口など砂質の地盤で起こり、地盤の上の建物を傾かせたり沈ませたりします。

※　ライフライン

生活・生命を維持するために欠くことの出来ない水道・電気・ガスなどの供給路や通信・輸送の手段をいいます。

○　消防、救急、救助体制の充実

消防本部及び消防署の機能充実に努めるとともに、消防車輌、消防資機材及び消防緊急通信指令システムの計画的な更新整備を図ります。

また、消火栓、耐震性防火水槽等地域の実情に応じた計画的な整備を図るほか、河川等の自然水利の有効利用を進めるなど消防水利の確保に努めます。

救急時の対応として、救急救命士の養成や高規格救急車等の計画的な整備を行うほか、医療機関等と連携した高度救急体制の整備を促進します。

救助体制については、資機材の整備と職員の救助技術の向上等を推進するとともに、水難時の体制についても一層の強化を図ります。

○　地域防災体制の強化

地域消防のかなめである消防団の充実や自治会等を中心とした自主防災組織の育成を行います。また、防災訓練などを開催し、防災意識の高揚を図るなど、防災教育を推進するほか、防火対策として、住宅防火の促進や事業所等における防火管理体制の指導強化に努めます。

○　交通安全対策の推進

交通安全対策については、子どもや高齢者などの交通弱者に配慮し、交差点の改良や歩車道の分離など交通安全施設の整備を進めます。また、関係機関と連携した交通安全運動の促進と交通安全に関する指導・啓発など交通安全知識の普及を図ります。

○　防犯対策の推進

防犯については、防犯意識の高揚を図るとともに、防犯施設の整備を推進します。

また、地域におけるコミュニティを核として、警察などと連携した防犯活動を推進します。

○　消費者の保護

消費者の被害を未然に防ぎ、安心できる商品の購入やサービスが受けられるよう、消費生活に関する総合的な情報提供や研修などによる啓発活動や相談活動の促進に努めます。

② 生涯を通しての健康づくりの推進

施策の体系

② 生涯を通しての健康づくりの推進
- **○健康づくりの推進**
- **○地域医療体制の充実**

○ 健康づくりの推進

市民の自発的な健康づくりを積極的に支援するため、生活習慣の改善や生活習慣病に関する正しい知識の普及と情報の提供に努めます。また、健康診査、健康教育・相談、保健指導の充実強化を図るなど、乳幼児期から高齢期にいたるまで生涯を通しての健康づくりの総合的な推進に取り組みます。

○ 地域医療体制の充実

どこでも、だれでも安心して医療が受けられる体制づくりに努めるほか、県、医師会などとの連携により、救急医療体制の整備充実を図ります。また、夜間における子どもの一次救急医療としての役割が担えるよう、夜間こども応急クリニックの充実に努めます。

③　地域福祉社会の形成

施策の体系

③　地域福祉社会の形成
- **○地域福祉の充実**
- **○高齢者福祉の充実**
- **○障害者福祉の充実**
- **○児童福祉の充実**
- **○母子、寡婦、父子福祉の充実**
- **○社会保障の充実**

○　地域福祉の充実

高齢者や障害者、子どもたちなどが身近なところで支えられ、安心して生活できるよう、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会への支援を行うとともに、ボランティア、ＮＰＯなど各種関係団体と連携し、地域で助け支え合う福祉ネットワークづくりを推進します。

このため、学校などあらゆる機会を通じた福祉教育、研修等を行うなど、広報・啓発活動を推進し、ノーマライゼーション※理念の普及を図り、市民の相互扶助意識の高揚に努めつつ、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを積極的に進めます。

○　高齢者福祉の充実

高齢者の健康づくりや生きがいづくり活動を促進するほか、在宅福祉サービスなどの充実を図るとともに、地域活動への参加やシルバー人材センターなどを通しての社会参加を促進します。

また、要介護となっても、在宅生活が送れるよう地域ケア体制を充実させるほか、介護負担の軽減を図るため、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

○　障害者福祉の充実

障害者にとって住みやすい環境づくりのため、在宅福祉サービスの拡充に努めるとともに、生活相談・情報提供など支援体制の強化を図ります。

また、各種訓練施設などの充実に努めるとともに、スポーツ・文化活動などへの障害者の自主的な参加の促進や就業の場の確保に努めるなど、障害者の自立を支援します。

※　ノーマライゼーション

年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人々が人間として普通の生活をおくるため、ともに暮らし、ともに生きぬく社会こそ、正常であるという考え方です。

○　児童福祉の充実

児童の健全な育成を図るため、児童相談所などと連携し、児童・保護者への支援体制の強化を図ります。また、保育については多様なニーズに応じた保育内容の充実に努めるとともに、子育て不安の解消のため保育所等を活用し、地域における子育て支援に努めるなど、少子化対策に積極的に取り組み、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

さらに、就学前教育の観点も踏まえながら、幼稚園・保育所の連携を図るほか、保育施設の改修・整備など、保育環境の向上に努めます。

○　母子、寡婦、父子福祉の充実

母子・寡婦世帯の経済的自立と生活の安定を支援するため、関係機関と連携して技能習得や就労の促進を行うほか、助成制度や貸付制度などの活用を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

また、母親あるいは父親の就労を容易にするための保育体制の充実に努めます。

○　社会保障の充実

国民健康保険制度のより健全で安定した事業運営に努めるため、広報・啓発活動を進めます。また、保険料の適正な賦課と安定的な収納の確保に努めるとともに、各種健康診査などによる疾病の予防、早期発見等の保健事業を推進します。

介護保険については、広報啓発活動を推進し市民の理解を深めるとともに、サービス供給体制の整備を図ります。

国民年金制度の円滑な運営を図るため、広報啓発活動に努めます。

生活に困窮する人々の相談に対する適正な助言、指導を行うため、各関係機関と連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

④　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策の体系

④　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ―― ○ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー化の推進

○　ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー化の推進

高齢の人や障害のある人ばかりではなく妊娠している人、子育て中の人、子ども、外国の人などを含め、すべての市民が自由に社会参加のできるユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを推進します。また、この考え方に基づき、バリアフリー化による公共施設の整備・改修を順次進めるとともに、市民の意識高揚を図るため、普及啓発活動に努めます。

（４）　安全で安心して暮らせる都市の実現　　主な事業
◇１・２級河川改修の促進、準用河川改修の推進 ◇海岸堤防の整備促進 ◇急傾斜地崩壊対策事業の整備促進 ◇庁舎の耐震診断、整備 ◇防災無線システムの整備 ◇消防庁舎の整備 ◇消防車輌・救急車輌・消防資機材の整備 ◇消防緊急通信指令システムの整備 ◇消防水利の整備 ◇医療機関と連携した高度救急体制の整備 ◇自主防災組織の育成 ◇消防団活性化の推進 ◇交通安全施設・防犯施設の整備 ◇消費生活情報提供 ◇保健施設の整備 ◇健康診査、健康教育、健康相談、保健指導の推進 ◇休日・夜間の救急医療体制の充実 ◇高齢者健康づくり、生きがい事業の推進 ◇シルバー人材センターの充実 ◇在宅福祉サービスの充実 ◇高齢者、障害者等福祉施設の整備促進 ◇保育施設の整備促進 ◇ユニバーサルデザインの啓発活動の推進 ◇公共施設等のバリアフリー化の推進

施策体系図

将来像	基本理念	基本政策	施策
環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都	環境と共生した暮らしやすい都市の実現	生活基盤の整備	生活排水、雨水排水対策の推進 上水道、簡易水道の整備 生活道路の整備 環境衛生対策の充実
		循環型社会の形成	環境負荷の少ないエネルギー利用 資源の循環的利用の推進 廃棄物等の適正な処理
		次世代に残す自然環境の保全	環境保全対策の推進 多様な自然環境の保全
		快適な生活空間の形成	既成市街地の整備 美しい都市空間の創造 公園、緑地等の整備 住環境の整備
	活力のある多様性を持った交流都市の実現	交流機能の向上	中心市街地、新市街地の整備 道路ネットワークの整備 港湾の整備 情報化の推進 公共交通の充実
		自立的な地域経済の振興	産業振興拠点の形成 農林水産業の振興 工業の振興 商業の振興 観光、レクリエーションの振興 雇用機会の創出 勤労者福祉の向上
	市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現	生きる力を育む教育の推進	学校教育の総合的推進 教育環境の充実
		高等教育機関との連携・充実	高等教育機関との連携 三重短期大学の充実
		生涯学習スポーツ社会の形成、文化の振興	生涯学習スポーツの推進 生涯学習スポーツ環境等の充実 青少年の健全育成 文化、芸術活動の充実 歴史的資源の保存
		市民活動の促進	地域コミュニティやボランティア、NPO活動の支援 市民交流の推進 都市間交流、国際交流の推進 男女共同参画の推進
		人権尊重社会の形成	人権施策の推進
	安全で安心して暮らせる都市の実現	安全なまちづくりの推進	治山、治水対策の推進 災害に強い都市構造の形成 消防、救急、救助体制の充実 地域防災体制の強化 交通安全対策の推進 防犯対策の推進 消費者の保護
		生涯を通しての健康づくりの推進	健康づくりの推進 地域医療体制の充実
		地域福祉社会の形成	地域福祉の充実 高齢者福祉の充実 障害者福祉の充実 児童福祉の充実 母子、寡婦、父子福祉の充実 社会保障の充実
		ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	ユニバーサルデザインの浸透、バリアフリー化の推進

Ⅴ　新市における三重県事業

1　三重県の役割

新市は、三重県との機能分担を図り、連携・協働して、新市のまちづくりを進めます。

三重県は、新市の自主性・自立性を尊重しながら、新市が行うまちづくりを、合併支援交付金制度に基づく財政支援などにより、支援します。

2　新市における三重県の主な施策等

（1）　保健・医療・福祉の充実

○　地域住民の安全が確保され、各種のバリア（心、体、性差、意識等）をなくし、安心して健やかな生活が送れる社会の構築を目指して、地域の主体性を尊重しつつ、住民のニーズに応じた多様で高度な保健・医療・福祉サービスを提供します。

このため、保健・医療・福祉にかかわる人材育成に努めるとともに、各種団体・ＮＰＯ･ボランティア等のパートナーとの積極的な協働に努めながら､地域福祉の推進、児童福祉、子育て環境づくりの充実、健康づくりの推進と医療提供体制の充実などを図る事業を行います。

（2）　教育・文化・スポーツの振興

○　一人ひとりが、個性と創造性を持ち、自らの夢の実現に向け意欲的に生きていくために、人生のあらゆる場面において、自分にあった学習機会が得られる教育環境づくりを行います。また、誰もが個性的で創造性豊かな生活を送り自己実現が果たせる社会の実現をめざして、文化やスポーツが身近に感じられ、楽しむことのできる環境づくりを推進します。

このため、学校教育の充実と生涯学習の推進、スポーツの振興、住民との協働を基本とした文化の振興を図るとともに、文化施設を住民が気軽に利用できるよう機能の拡充を進めます。

（3）　産業の振興と雇用支援

○　消費者を起点に置き、安全で安心できる食料の供給を目指すとともに、地域の特色ある戦略的なものづくりと、サービスの提供を行い、農林水産業、商工業、観光産業の振興を図ります。また、自然環境を含め、地域資源を生かした、活力ある農山漁村づくりと、まちづくりを通じ、地域住民はもとより、訪れる人々にやすらぎと住みやすい地域づくりを目指します。

このため、農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備、漁港整備、中心市街地及び地域産業の活性化、企業誘致などの事業を行います。

また、雇用確保にあたっては、若年者や中高年者等、さまざまな対象者に応じて、きめ細かで即効性のある対策を推進します。

（４）　生活環境・県土の保全

○　住民や市町村との協働により、人権意識の一層の高揚を図る取組や、男女共同参画の地域づくりを進めるなど、一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現をめざします。

また、安全な消費生活の確保、地域と一体となった防犯対策や交通事故抑止対策の一層の強化、地域が主体となった青少年の健全育成活動等の推進を通して、住民が安全で安心して暮らせる心豊かな社会の実現に努めます。

○　資源の循環的な利用やエネルギーの有効利用などの環境にやさしい行動を推進し、自然と調和した良好な環境の確保に努めます。

○　山地災害の防止、水資源のかん養、保健休養や教育の場の提供などの森林の持つ多様な公益的機能を持続的に発揮させるため、健全で活力のある森林の整備を推進します。

このため、造林・間伐、林道整備、治山などの事業を行います。

○　社会資本の整備及び管理を着実に推進し、住民が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

このため、道路や歩道の整備、河川改修、砂防、急傾斜地崩壊対策、下水道などの事業を行います。

○　災害等危機に際し、迅速、的確に対処できる体制を整備します。

このため、東海・東南海・南海地震をはじめとする大規模地震対策として、「三重地震対策アクションプログラム」により地震対策推進体制の整備を図り、県民防災意識の普及啓発の促進、地震災害に強いまちづくりの推進、自主防災組織の活性化などの事業を行います。

3　新市における三重県の主な事業

新市において、三重県は各分野における事業計画などに基づき各種の事業を行っていきますが、この中から、特に、新市まちづくり計画の期間中に、合併に資する効果があると位置づけられた事業は、次のとおりです。

なお、事業実施にあたっては、新市が積極的に協力します。

（１）　三重県が事業主体となって行う事業

主な事業
①県営林道経ケ峰線開設事業 ②県営ふるさと林道杉線開設事業 ③広域営農団地農道整備事業（中勢３期地区：グリーンロード） ④国道 163 号（南河路ﾊﾞｲﾊﾟｽ）道路改築事業 ⑤県道三宅一身田停車場線（大里野田）道路改築事業 ⑥県道久居河芸線（五軒町）道路改築事業 ⑦県道久居河芸線（野田）道路改築事業 ⑧県道津久居線（半田）道路改築事業 ⑨都市計画道路相川小戸木橋線街路事業 ⑩国道 163 号（長野峠ﾊﾞｲﾊﾟｽ）道路改築事業 ⑪県道一志美杉線（波瀬ﾊﾞｲﾊﾟｽ）道路改築事業 ⑫県道久居美杉線（井生ﾊﾞｲﾊﾟｽ）道路改築事業 ⑬県道一志嬉野線（一志嬉野）道路改築事業 ⑭国道 368 号（杉平工区）道路改築事業 ⑮県道久居美杉線（須渕工区）道路改築事業 ⑯県道久居美杉線（持経工区）道路改築事業 ⑰二級河川相川（河口付近右岸）広域基幹河川改修事業 ⑱二級河川安濃川（三泗川工区）広域基幹河川改修事業 ⑲中勢沿岸流域下水道整備事業（志登茂川処理区） ⑳中勢沿岸流域下水道整備事業（雲出川左岸処理区） ㉑中勢沿岸流域下水道整備事業（松阪処理区）

（２）　三重県が事業主体となって着手に努める事業

主な事業
㉒都市計画道路阿漕浦野田線街路事業 ㉓県道亀山安濃線（高野尾～安濃）道路改築事業 ㉔県道草生窪田津線（窪田）道路改築事業 ㉕県道草生曽根線道路改築事業 ㉖県道一志出家線（中川原橋）道路改築事業 ㉗県道香良洲公園島貫線（香良洲橋）道路改築事業 ㉘県道一志嬉野線（八太）道路改築事業 ㉙県道二本木御衣田線（岡→川口地内）道路改築事業 ㉚国道 368 号（下太郎生工区）道路改築事業 ㉛県道久居美杉線（竹原）道路改築事業 ㉜二級河川志登茂川（江戸橋工区）広域基幹河川改修事業 ㉝伊倉津地区小型船だまり整備事業

（３）　三重県が事業主体となって、着手の検討を進める事業

主な事業
㉞国道 163 号（片田ﾊﾞｲﾊﾟｽ）道路改築事業 ㉟県道津久居線（藤ヶ丘）道路改築事業 ㊱県道津久居線（新町）道路改築事業 ㊲県道津芸濃大山田線（雲林院）道路改築事業

（４）　三重県と新市が、新市の一体性の確立を図るため事業主体・事業区間・事業実施方法などを検討し、事業着手に努める事業

主な事業
㊳都市計画道路河芸町島崎町線整備事業

三重県の主な事業箇所図

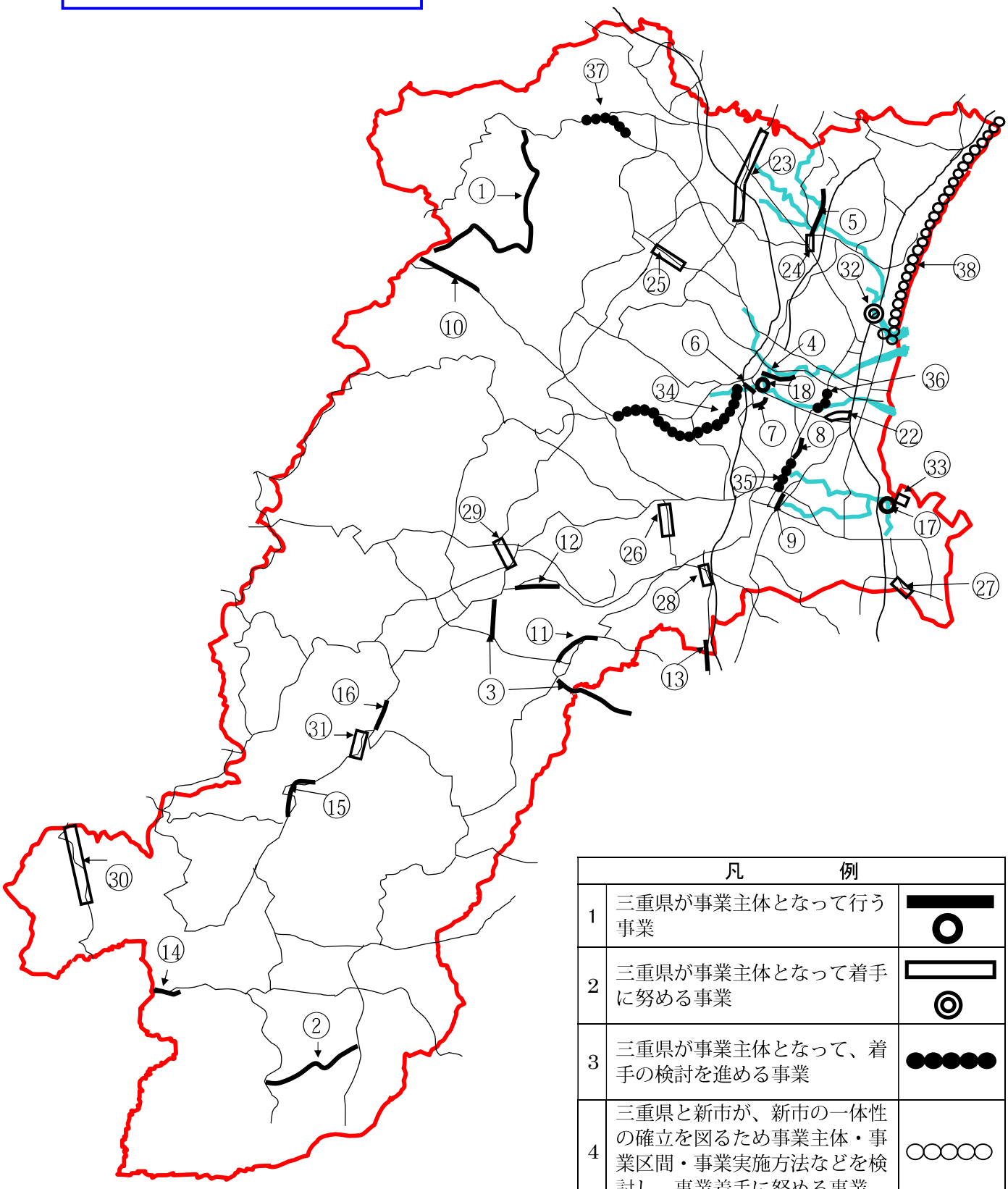

凡	例	
1	三重県が事業主体となって行う事業	
2	三重県が事業主体となって着手に努める事業	
3	三重県が事業主体となって、着手の検討を進める事業	
4	三重県と新市が、新市の一体性の確立を図るため事業主体・事業区間・事業実施方法などを検討し、事業着手に努める事業	

番号については、47･48 頁の三重県の主な事業と同じ番号です。ただし、⑲⑳㉑については、記載をしていません。

Ⅵ　公共的施設の統合整備と適正配置

公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の整備と運営を進めていく必要があることから、市民生活に不便を及ぼさないよう配慮して検討を行います。

その際、効率的な管理・運営はもとより、地域の特性やバランスと財政事情等を考慮していきます。

さらに、新たな公共的施設の整備についても、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。

また、合併以前の市役所、町村役場については、市民生活に密着した行政サービスの提供などを行う施設として存続、活用するとともに、情報通信ネットワークの整備・強化等により機能の充実を図ります。現在の各市町村の支所、出張所も、新市において出張所として存続します。

Ⅶ 財政計画

１ 計画期間

計画期間は、平成１８年度から平成３２年度までの１５年間とします。

２ 作成方法

健全な財政運営を行うことを前提として、平成１６年度の新市まちづくり計画作成時においては、歳入歳出それぞれ過去の実績や様々な合併効果を考慮し、普通会計ベースで作成を行いましたが、平成２６年度の改定において、現行の地方財政制度を基本とし、社会情勢の変化やまちづくりの進捗状況を踏まえ、平成２５年度決算を基準に普通会計ベースで推計したものです。

また、平成１８年度から平成２５年度までの数値はそれぞれの年度の決算数値です。

なお、主な前提条件は以下のとおりです。

（歳入）

（１）　地方税

現行税制度を基本とし、市民税については将来の人口見通しを踏まえ算定しています。その他の税については、税制改正、過去の実績等を踏まえそれぞれの推移を見込み、収納率については、行財政改革後期実施計画の数値とし算定しています。

（２）　地方譲与税、各種交付金

過去の実績等を踏まえ、今後予定されている制度改正を反映し、その後は同水準又は減少で算定しています。

（３）　地方交付税

合併算定替特例による段階措置を平成２８年度から反映し、合併特例事業債、臨時財政対策債の元利償還金における交付税措置を見込み、算定しています。

（４）　分担金及び負担金・使用料及び手数料

過去の実績等を踏まえ、分担金及び負担金については微増を見込み、使用料及び手数料については、同水準での推移として算定しています。

（５）　国庫支出金・県支出金

過去の実績等を踏まえ、今後の社会保障関係経費に係るものについて反映を行い算定しています。

（６）　地方債

計画上の合併特例事業債活用事業を反映し、臨時財政対策債は同水準で推移するものと算定しています。

（７）　諸収入その他

過去の実績等を踏まえ、同水準で推移するものと算定しています。

（歳出）

（１）　人件費

現在の２，５００人体制が維持されるものとし、同水準で推移するものと算定しています。

（２）　扶助費

過去の実績等を踏まえ、３％の増と見込んで算定しています。

（３）　公債費

今後の地方債の発行予定額に応じ元利償還金を見込んで算定しています。

（４）　物件費

行財政改革を踏まえ、同水準で推移するものと見込んで算定しています。

（５）　維持補修費・補助費等

維持補修費については、新施設の建設による一時的な減を見込み、補助費等は行財政改革を踏まえ同水準で推移するものと見込んで算定しています。

（６）　積立金

利息等の積立として１億円を見込み、歳入歳出の差引額が見込まれる年度は積立金を見込んでいます。

（７）　繰出金

過去の実績等を踏まえ、１％～２％の増を見込んで算定しています。

（８）　普通建設事業費

合併特例事業債活用事業を反映し、その他の普通建設事業については、一定水準の確保で推移するものと見込んで算定しています。

3 歳入・歳出推計

（歳入）

（単位：百万円）

区　分	決算数値							年度別推計							
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地方税	38,394	41,917	42,544	40,741	40,293	41,328	40,670	39,495	39,635	38,946	38,444	38,307	37,608	37,613	37,633
地方譲与税	3,413	1,430	1,393	1,219	1,181	1,159	1,084	940	840	827	814	801	787	775	761
各種交付金	5,993	5,058	4,821	4,603	4,469	4,321	4,002	3,644	3,861	4,451	5,399	5,957	5,893	5,831	5,768
地方交付税	15,626	14,583	15,604	17,266	19,293	19,996	19,936	19,272	18,100	21,037	21,852	22,357	21,934	21,472	20,834
分担金及び負担金	1,229	1,303	1,290	1,323	1,316	1,339	1,386	1,953	1,914	2,020	2,030	2,040	2,051	2,061	2,071
使用料及び手数料	3,178	3,140	2,808	2,817	2,793	2,780	2,754	2,121	2,079	2,145	2,145	2,145	2,145	2,145	2,145
国庫支出金	7,746	7,251	7,632	16,122	12,543	12,563	11,450	13,894	14,079	13,259	13,731	14,416	14,731	15,263	15,815
県支出金	4,354	4,800	4,889	4,966	5,929	6,042	6,227	6,032	5,968	6,218	6,360	6,507	6,661	6,820	6,986
地方債	5,994	4,251	8,817	6,147	10,552	8,054	8,439	12,551	14,629	16,770	12,356	10,782	10,473	7,634	6,992
その他収入	11,836	11,101	7,312	9,134	4,351	7,330	6,245	7,816	10,241	2,987	2,408	1,114	1,577	2,586	3,527
歳入合計	97,763	94,834	97,110	104,338	102,720	104,912	102,193	107,718	111,346	108,660	105,539	104,426	103,860	102,200	102,532

各種交付金・・・・・・・利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、固有提供施設等所在市町村助成交付金、
地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

その他の収入・・・・・・財産収入、諸収入、繰入金・繰越金（決算数値）

（歳出）

（単位：百万円）

区　分	決算数値							年度別推計							
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人件費	21,992	22,565	21,443	20,909	20,434	20,610	19,977	19,688	19,757	20,355	20,355	20,355	20,355	20,355	20,355
扶助費	12,242	13,029	13,392	14,279	18,449	19,334	19,970	21,075	21,020	22,409	23,081	23,773	24,486	25,221	25,977
公債費	13,113	13,157	13,189	12,712	12,548	12,289	11,461	11,360	10,747	9,841	10,149	10,963	12,086	12,501	12,648
物件費	14,034	14,496	13,907	15,373	15,749	16,697	17,013	17,765	18,197	16,876	16,876	16,877	16,876	16,876	16,876
維持補修費	961	845	813	955	1,233	1,216	1,006	986	981	1,027	1,022	1,019	1,017	1,016	1,015
補助費等	3,679	3,829	4,624	8,912	3,817	3,734	3,725	4,061	5,173	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781	3,781
積立金	3,629	4,059	5,533	4,131	823	1,948	1,694	1,921	68	76	78	3,130	4	3	1
投資及び出資金、貸付金	532	498	516	494	210	258	92	411	135	123	123	123	123	123	123
繰出金	12,223	11,831	12,213	12,210	13,465	12,892	13,300	14,415	14,823	13,955	14,094	14,235	14,378	14,522	14,667
普通建設事業費	8,919	7,711	9,268	12,442	11,331	12,051	11,895	16,036	20,445	20,217	15,980	10,170	10,754	7,802	7,089
歳出合計	91,324	92,020	94,898	102,417	98,059	101,029	100,133	107,718	111,346	108,660	105,539	104,426	103,860	102,200	102,532

Ⅷ　まちづくり推進のための方策

1　市民参画の推進

まちづくりの推進に際しては、市民と行政が共にまちづくりのビジョンを共有し、それぞれの責任を明確にし、それぞれの役割を果たせるような協働の関係をつくりあげることが必要です。

このため、広報広聴活動の充実や情報公開の推進により情報の共有化に努めるとともに、市民から市政への政策提言や協働によるまちづくりを進めるための仕組みづくりに努め、市政への様々な段階における多様な形での市民参画を推進します。

さらには、このようなまちづくりを進める方策として、自治基本条例の制定を検討します。

また、各地域の市民の意見を市政に反映させるため、合併前の市町村の区域ごとに、地域審議会を設置します。

2　行財政改革の推進

新市は、地方分権時代にふさわしい自立した責任ある行政経営体として、効率的・効果的な行政運営に努めていかなければなりません。

行政の効率化を進めるため、市民、民間と行政との役割分担を明確にした事務事業の見直しに努めるとともに、市民にとって常に分かりやすい簡素な組織づくりを進めます。

さらに、財源の安定的な確保に努めながら、投資効果を重視した計画的な財政運営に努めます。

また、効果的な行政サービスの提供が行えるよう、情報化を通じた市民生活の利便性の向上を図りつつ、新市の行う施策を適切に評価する行政評価システムの構築を進めるほか、サービスの担い手である職員の政策形成能力の育成など資質の向上に努めながら、市民本位の充実した行政サービスの提供を進めます。